

第4回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和2年3月17日（火）13:30～17:00

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

三重県木材協同組合連合会 深田透 専務理事

三重県木造住宅協同組合 工藤剛 理事

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第4回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

三重県木材協同組合連合会提出資料

三重県木造住宅協同組合提出資料

資料1 第3回検討会に係る補充資料

田中座長

こんにちは。それでは、ただ今から、第4回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催いたします。

本日はまず、関係者からの意見聴取を行います。

最初に、三重県木材協同組合連合会から専務理事の深田透様にお越しをいただいております。深田専務理事におかれましては、ご多用中にもかかわらず、当検討会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、三重県の木材産業に関する現状と課題や、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」に期待することなどについて、三重県の木材業界の現場の実態に即した^{きたん}忌憚のないご意見をお話しくくださいますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

時間配分といたしましては、深田専務理事から30分程度のお話をいただき、その後30分程度、質疑応答を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、深田専務理事よろしくお願いをいたします。

深田専務理事

はい。三重県木材協同組合連合会の深田でございます。

本日は、三重県産材利用促進に関する条例検討会にお招きいただきまして、ありがとうございます。また、意見陳述の機会を賜り、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

では最初に、三重県内の木材業界の状況を報告させていただきます。県内の製材工場の数なんですけど、平成10年、20年前ぐらいになりますけど、この時、製材工場は613ありました。平成20年にはそれが369ということで、10年前に比べて60%、4割の減となっております。平成25年には253となりまして、平成30年は204ということ

で、この10年間に45%消失をしております。ということで、平成10年から20年にかけての10年間よりも、平成20年から30年の10年の方が、多く無くなっている、減少数が加速をしているといった状況でございます。

そういった中、どういうことが起きているかといいますと、経営者の方が高齢化をし、事業継承する者もいないということで、廃業となることがかなり多いようでございます。倒産というのは滅多に起こらないんですが、廃業というのが結構多ございます。

これは、1年ほど前に経験したことですが、木材市場の製品の市場を見に行った時に、三重県内ではない市場なんですけど、通常トラックが通る通路のところへ木材を積み上げて競りを行っていました。それで競りをする人が「さあ、いくら、いくら」とこういうふうにも言っても、なかなか値段をつける人がいません。人工乾燥されたヒノキの柱材、通常ならば、立方メートル当たり5、6万円するものですが、何回もこう「ないか、ないか」といったところで、買い方の1人が、4万円と声を出しました。そうしたら、もうそれで落札。「えーっ」と思っていたんです。その後も、そんなことが続きまして、通路にあるやつが皆売り払われてしまいました。後で市場の方に聞いてみると、あれは廃業した方の在庫を全部整理するためにやったんだと。要するに、通路に置いてあるということ、この競りが終わったら片付けなければならないんですが、片付ける場所もないので、全部売り切るように、たたき売りみたいな形で売ったんだよ、というふうなことを言われていました。そういうことがあると、その市に同時に出た他の材も安く買い叩かれるというような状況も起きますので、あまりうれしくないなと思いつつ見ておったんですが、一応在庫がある限り、そうやって売れば倒産という目にはならず、廃業ということで幕引きができるのかなというようなことを考えています。毎年、10社程度は廃業していくというような現状にあります。

なぜそうなるのかということですが、県内の製材業者のほとんど、主流となるのが、住宅向けの建材の生産を行っておるわけです。建築用材、いわゆるA材、ABCのA材と言われてはいますが、需要先については、大手製材業者と競争をしても、価格やら供給の安定性、品質の安定性にかけては、まだやっぱり劣るということで、選ばれない。大手のホームビルダーには選ばれないということがあります。ということで、主戦場は製品市場か、大工さん、工務店相手ということになります。

製品市場においては、現状、住宅部材として、柱は、主になるのが集成材ですね。ヨーロッパから輸入されてくる欧州ホワイトウッド、白いきれいな材ですが、これが主になっています。横架材と言いますか、梁・桁の大きな材については、欧州赤松の集成材、あるいは米松の集成材といったところが主流になっていまして、なかなかスギ、ヒノキ、の木材は使われにくい。なぜかという、乾燥が甘いと反ってきたり、割れてきたりすることがある。集成材は、そういうことが、ラミナと言いますが、板材にした時点で、乾燥させて安定しているやつを貼り合わせますので、ほぼ狂いが無いといったところで、そちらをホームビルダーの方は選ばれるということになります。ですので、市場で売ろうにも、なかなか買い手がつかない。特に、柱材については、

売れ残っていくものが多いです。

さらに、役物と言われる無節とか、上小節といった節のないような材、これについては、生産者は昔の感覚で言いますと、かなり良いものだから高く買ってもらえるよね、と思っているんでしょうが、買う方としてはそういうものはあまり求めていないという需給のミスマッチが起きていまして、なかなか売れていかない状況にあります。

板材についてはある程度売れていくところがあるんですけども、柱材についてはあまり売れていかない。ということで、材積的には、四角い柱材の方が高い割合なんですけど、利用度が少なくなってきております。住宅の作り方が以前とは大分変わってしまい、柱も壁も見えないクロス張りになってしまって、和室も1つもないといった家が、最近は主流になっている、増えているということで、そういう状況が起きていると思われまます。

ということで、あと残るは工務店への販売ということになるんですが、工務店側も、あんまりそのネットワークと言いますか、チャンネルも多くないので、直接製材工場と取引するっていうことがなかなか難しい状況です。情報がない状態なので、製材さんの側からも、工務店や建築主と直接取引するというのは、ちょっと怖い面もあると。材木を送ったがお金をもらえるかどうかというようなこともありまして。ということで、中間に存在します卸問屋さんとか、小売りもされる方といったところを、仲立ちとして、製材業者と工務店を結ぶというようなことを画策して、今年、「三重の木」住宅ネットワークづくり交流会というのを開催いたしましたけど、なかなか1回位やそこら顔見せしたところで、話したところで、なかなか取引とまではいかないような状況にあるような感じなんです。それでも、そういったことを進めていかないといけないと思って、木連の立場として、上・下流をつなぐ真ん中にありますので、やっといこうというふうに思っております。

A材というのはそんな状況なんですけど、B材、C材に関しては、非常に需要が豊富と申しますか、安定しているといったところです。B材と申しますのは建築、それを無垢の製材として使うというよりも、1回皮をむいて合板にするとか、ラミナにして集成材にするとか、そういった使い方をするB材については、多気町に大きな合板工場ができましたので、そこへ安定的に供給ができ、安定的な需要があるということで、供給側もこの辺はかなり頼っているところがあると思えます。

逆に言うと、そこばかりがターゲットになって、山で伐採した材木を柱であれば3mの長さに切るんですが、合板に関しては4mで切るようになっておりますので、山で伐採した後、玉切りする時に、4mサイズ材と申しますか、4m、4mでカットしていくことが今、普通に、一般的になってしまっております。逆に、3mの柱を作っている方々が、3mの材が手に入りにくい。あるいは、6mの通し柱を作っている方が、その材の原木が手に入りにくいといったような状況が生まれております。何でもかんでも4mに切ってしまうという、そんなことが山で起きているようです。

B材はそこへほぼ持って行くのですが、C材に関しては、チップ用材ということで、チップの先については、白チップと申しますか、樹木樹皮を剥いだ材をチップにした

場合は、製紙のパルプ用にされることが多いですし、ボードに回ることもあります。

皮つきのままチップにした場合には、これはほぼ燃料用ということで、バイオマス発電の方に使えることになっています。これに関しては、平成 26 年、2014 年に、FIT 制度ができて、FIT というのは略称ですが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度というのが始まりました。これに伴いまして、三重県内でも、2014 年の 11 月から三重エネウッドという松阪の発電会社がまず始めまして、その後、中部プラントサービス、それから JFE の発電所、松阪市のまたもう 1 つ小さいところということで、今、4 工場が稼働をしております。木質バイオマスの発電所が、4 工場。いずれも間伐材を使う、あるいは一般材というか、皆伐材も使いますので、チップ用材として需要はかなり大きくありまして、県内産材だけではとても賄いきれないということで、愛知、滋賀、岐阜、長野、静岡あたりからもチップ用材を仕入れています。従来、奈良の一部、それから和歌山からも入れていたんですが、新宮に発電所ができるということになりまして、そちらに材を集め出しましたら、なかなかこちらへ届かなくなってきたというような状況があります。

FIT の場合、間伐材で発電すれば、高い値段で電力を買い取ってもらえるので、間伐材が主体かなというふうに思っておったところ、昨今、太陽光発電による伐採がものすごく多くなりまして、それを一般材、チップ用材として納入するといったことが増えてきていまして、こちらの方がちょっと暴落といいますか、価格がぐっと下がりがちで、発電所側としては安いチップを買おうというようなことが起こっております。言ったら本末転倒かなというふうなこともあるんですが、そういったことが起きています。

そういった関係上、伐採する事業者が増えてきたといいますか、従来は目に見えないところで活動していた方が木連の会員になり、認証事業者になりということで、目に見える形で活動されるようになってきて、県内でもこのところ、毎年 2、3 社ずつ増えてきているような状況であります。

そういった木材業界の状況でございますが、木材は森林から繰り返し作られる貴重な資源であります。森林を健全に維持増進するためには、植えて、育てて、切って、利用して、また植えるといった、そういった緑の循環というサイクルを回していかなければならないと思っております。そのことは、平成 17 年施行の「三重の森林づくり条例」の中にも規定をされておまして、引用しますと、「県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」というふうに規定されております。この規定を読みますと、県産材の利用というのは、三重のもりづくりに貢献するためにあるというふうに明記をされているわけです。

もちろん、木材利用の意義の中には、森林の活性化、もりづくりに資するという面がかなり大きいというのは間違いのないところでございますが、これを踏まえた上で、木材利用の意義のうちに、もう 1 つ違う視点で見てもらったらどうかなということが、今日の私の提案でございます。というのは何かと言いますと、県産材、あるいは木材

を利用することで、県民の方々に、木材を使うことは良いことだとか、それから木材を使えばこういった利点があるよっていうことを理解していただければ、それはそれで、もりづくりに資するということとともに、2本柱として有用なことではないかというふうに思われるわけです。

やっと到達しましたが、この事項書を1枚めくっていただきますと、「科学的データによる木材・木造建築物のQ&A」というのがあります。「木材・木造建築物はどのような効果をもたらしますか？」というふうに書かれています。この冊子は、平成28年度に林野庁の補助を受けまして、木構造振興株式会社というところが作成したものでございますが、林野庁の補助が入っているということで、使わせてほしいと申し出たところ、「発行所とかその辺を入れていただければ公開してOKです。使ってもらって結構です」というふうに言われておりますので、今日お持ちをしたわけでございます。

木材利用の効用ということになりますと、従来から「木材は人に優しい」といったような言葉で語られることが多かったと思います。このことを否定するわけではございませんが、そういった感覚だけにおいては、木材を積極的に使っていこうというインセンティブにはなかなかかなりにくいのではないかというふうに思います。そこで、この冊子はどういうことかといいますと、木の良さに関する、それまでに知られた知見と新たに研究で明らかになった知見について、文献などから情報を入手して、科学的な観点で検証して整理し、一般に広く渡る情報として取りまとめられたという冊子でございます。ですので、ここに書かれているのは、情報、データ、実験の結果、あるいは検査とかの結果が数字でまとまっておるものでございますので、感覚的というよりは、実証的なエビデンスといわれるものでありまして、そういうふうにまとめられているわけでございます。

こういったものは、古くから研究をされていたところでございますが、よく知られているのが、静岡大学の家畜飼育科で水野教授を中心に、マウスを3種類の箱の中で飼育しました。3種類というのは、木材、鉄、コンクリート。この3種類の箱にマウスを入れて飼育をし、その生態を観察するという実験が有名でございます。聞いたことのあられる方もいらっしゃると思いますが、この実験の結果がなかなか衝撃的です。少し長くなりますが、ちょっと読ませていただきます。3種類の箱の中で、育てたオスとメスを同時期に一緒にして、交尾をさせ、子どもを産ませました。生まれてきた子どもマウスの23日間における様々な生態を数字でまとめていらっしゃいます。それによりますと、生まれてきた子どもマウスの23日間の生存率ですが、木のケージで育った子マウスは85.1%が23日間生き残った。鉄のケージでは41.0%、コンクリートのケージでは何と6.9%しか生き残らなかった。コンクリートのケージの場合、130匹生まれたマウスも、23日後には9匹しか生き残っていませんでした。

次に、健康のバロメーターである開眼日、目が開くまでの日数ですね。木のケージの場合は15.6日。鉄の場合は18.1日。コンクリートの場合は17.9日という結果でございました。しかもそういったものは、肉体的な差だけではなく、精神的なものに

も相違が出ていたということです。それは、コンクリートや金属の箱で育った母親マウスは、子マウスを育てようとしない。しかも、弱った子マウスを食い殺していくという凶暴な母親に変化しています。ところが、木の箱で育った母親マウスは、子どもを育てようという優しい母親心が出ていると報告されています。また、スタッフの中で一番若い伊藤先生が、毎日体重測定をしておられたんですが、経験上、木の箱で育った子マウスは比較のおとなしく体重測定ができますが、鉄やコンクリートの箱で育った子マウスはなかなか暴れて言うことを聞きません、と言っておられます。これは、2007年の7月に、ある雑誌の記事に載っていたものでございます。

また冊子に戻って1枚めくっていただきますと、Q1というのがあります。「木材の匂いで、心も体もリラックスできますか？」という質問がありまして、質疑形式でわかりやすく書かれております。その答えとして、「心理的な効果はもちろん、血圧を低下させるなど、体もリラックスさせる作用を持つことが明らかになってきました」と。これについては、「より詳細を…」というところで見てもらいますと、「スギチップの匂いの作用により血圧が低下したとの報告があります。男性被験者(20歳代、14名)に対し、20秒間の安静の後、90秒間スギチップの匂いを呈示し、血圧を計測しました。その結果、吸入開始後収縮期血圧が低下し、開始後40～60秒で吸入前に比較して有意な低下を示しました」ということです。匂いを嗅ぐ前に比べて40秒から60秒後には、明らかに血圧が下がった。「血圧はストレスがかかると上昇することが知られています。したがって血圧が低下したということは、スギの匂いにより体が「リラックス」したことを表している」と解釈されています」ということで、その試験結果のグラフが右の方に載っております。こんな形で、折れ線グラフがだんだん下がっていっているというのは、匂いを嗅いでからということがわかるかということになっています。その右側についても、「スギ材から揮発した匂いがストレスを抑制したとの報告があります」ということで、匂いを嗅いだ後、ストレスが減ったということが、グラフで示されております。

また、次のページにも、匂いの関係が出ております。Q2ですが、「木材の匂いを嗅ぐと、免疫力がアップしますか？」という質問で、「人体の免疫系への働きかけが徐々に明らかになりつつあります。風邪の予防などに木材の匂いを活かせるようになるかもしれません」ということで、まだまだこれは試験結果の情報が少ないので、必ず言い切れるかということとそうでもないと思うんですが、そういう傾向があるということがはっきりしてきたようです。「より詳細を…」のところを見ていただきますと、「ヒノキの匂い成分がヒトの免疫細胞の働きを上昇させたとの報告があります」と。読んでいきますと、「免疫細胞のひとつとしてナチュラルキラー(NK)細胞と呼ばれる細胞があります。都内で働く30～60歳代の男性を対象した研究で、ヒノキの匂い成分である精油が、このNK活性を上昇させた可能性があるとの報告があります」ということで、「ヒノキ材精油を揮発させた室内に3日間宿泊滞在した前後のNK活性の変化を調べたところ、滞在前に比較して滞後に有意に上昇していた」というのが、右のグラフのとおりですね。右のグラフの左側がNK活性で、グラフの右側は滞

在の前後でストレス指標である尿中ノルアドレナリンは有意に低下していましたということで、これも明らかになったということが言われています。

こういった試験を繰り返し、データを蓄積して、これは明らかであるということが徐々に言えるようになってくるのではないかというふうな気がしております。そういった具合に、いろいろなものに対して、今まで感覚的に言われていたことに対して、試験をし、データを取って、統計的な処理をして、間違いなくそういう効果があるよってということがいえる項目について、これぐらい、本1冊分を抜き出してまとめられております。

我々も、こういったものをもっと頻繁に使って、一般の方々にPRをして、木材というのはこういうことで良いんですよと、なるべく木材を選んで使ってくださいねというふうなことを申し上げていかなければならんのですが、なかなかそういう機会が少ないもんですから、まだまだ生かしきれていないとは思いますが、そのために、林野庁も補助金を使ってこういうものをまとめられたと思いますので、こういった面から、木材を使えば非常に良いことがたくさんあるよ、という面からも木材を使っただきたいと思います。

ということで、本日の議題であります、三重県産材利用促進に関する条例検討会の1つの話題として、もりづくりの観点からの木材利用もちろんありますが、もう1つ、木材を使うことによって人間生活が豊かになり、安全になり、良いことが多いよ、という面からも、木材を使っただきたいというふうに思っております。

最後にですが、木材を使うということにおきましても、どこの木材というよりも、まずは近くにある三重県の木材を使っただきたい。それによって、1つ目のもりづくりに資するということに大きな比重がかかって、山に資金が返り、適切な森林づくりが継続されていくということが図られるかというふうに思いますので、是非とも三重県産材利用促進に関する条例の制定をよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。拙い説明で申し訳ございませんでした。

田中座長

はい、どうもご丁寧なご説明をありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明を受けまして、委員の皆様方から質問等ありましたら、お願いをいたします。

西場委員

ウッドファースト社会という言葉が使われるようになってきましたが、今、木連の深田さんの方でいろいろと考えておられる、そのイメージとか、内容について話をしてください。

深田専務理事

ウッドファースト社会というのは、最初に提唱されたのが、第49回の全国木材産

業振興大会東京都大会でだったと思います。その次の大会が三重県での大会だったんですが、その大会の前の年に、最初に「ウッドファースト社会を構築しよう」ということが、全国森林組合連合会と全国木材産木材協同組合連合会の2者によって提唱されました。それまでこの2者は、一方は高く売りたい、もう一方は安く買いたいということで、なかなか手を結ばない関係にあったんですが、このとき初めて手を結んで、そういったことを呼びかけられました。というのは何かと言いますと、世の中のもの全てのものが木材では駄目なのか、まず考えてほしい。何か物を作るときに、木造では駄目なのか、木材で作ったらいけないのかということをもっと考えてもらいたい。使えない理由はいろいろあると思いますが、それが本当にそうなのかということまで考えていただければ、木材をもっと身近なものに、あるいは町の中にあふれさせることができるんじゃないか、という意味から、ウッドファースト社会ということをもっと提唱していただきました。「何とかファースト社会」というのは、一番最初にこれが世に出た言葉だと思います。都民ファーストよりもまだ数年前の話ですから。ということで、それに呼応しまして、あと3団体だったか、4団体も一緒に参加をして、世の中のものを新しく作り出すとき、それから修復するとき、作り変えるときでも、何であっても、木材では駄目なのかとまず問いかけてほしい。一歩立ち止まって、そう考えてほしいというのが、ウッドファースト社会の構築ということになります。この宣言文によりますと、うろ覚えなんですけど、先ほど2つ挙げた中の、森林のために木材を使おうという意味合いがかなり大きなところを占めていたと思います。まだその時点では先ほど説明したようなエビデンスがあまり蓄積されていないものですから、やっぱり最初の森林づくり条例のように、森を育てるために木材を使いましょう、という意味合いが結構大きな位置を占めてたように思いますが、今となつては、それとともに、木材そのものが良いから使いましょう、という意味もこめられているかなというふうに思っています。ちょっと長くなりました。すみません。

杉本委員

三重の森林づくり条例が今も何度かお話に出てきて、平成17年度に作られたんですけども、この中で県産材の利用促進ということで、「三重の木」認証制度が入りました。この「三重の木」認証制度があると思うんですけども、これについての評価といいますか、その辺りを教えてください。

深田専務理事

「三重の木」認証制度なんですけど、かなり古くといいますか、大分前に作られた制度ですけども、これの意味は、きちっとした品質の乾燥された木材を認証して、安心して使っていただくということで始まった制度だと思います。そういったものには、もう国でやっていますJAS認証制度というのがございます。日本農林規格ですね。それで、製材関係のJASがいろんな区分がありまして、認証しているんですけども、その経費が非常に高いということで、なかなか中小の工場では乗りにくい。

さらに、資格がいろいろあって、3人以上でしたか、違う人が資格を持っていないと出荷できないというような仕組みがありまして、なかなか中小の工場では乗れない部分が多かった。JAS法については、大きな工場も小さい工場も一律の経費になっておりますので、年間数千立方メートル曳いている工場も、10万立方メートル曳いている工場も同じ値段ということになりますから。これについては、不合理だなと私も思っているんですけども。その代わりに、三重県が基準を作りまして、この基準に適合したものを、建築用材なんですけど、「三重の木」として認証しますということで、毎年、工場検査を私達が行ってさせてもらっています。出荷する前のものについて、適合しているかどうかというのを検査させてもらって、もし外れているようなのがあれば、これは「三重の木」としては出荷できませんよ、というような指導もさせてもらっているところです。ですので、JAS2級相当品というふうに言っていますが、規格、乾燥がJASとほぼ同等というふうに思っただけであればいいかなというふうに思っています。

結構、初期の頃は、住宅建築補助事業とリンクをしていましたので、1軒当たり30万円、40万円でしたか、出荷数が多かったんですが、このところ、その補助事業がなくなってからは少し停滞気味でございまして、材を求める方も、「「三重の木」認証材を」という注文がなかなか出せないと言いますか、出さないと言いますか、注文をそれで行くと1割程度はやっばり高くなりますので、選別作業が加わりますから、なかなか「三重の木」というふうな指定はそんなにされていないような状況が多いです。ただ、「三重の木」でなくても作っているものは同じものを作っていますので、最後の検品作業がルーズと言いますか、きちっと行わないと言いますか、「三重の木」であればきちっと検品をするんですが、そこが省略されますので、「三重の木」としての出荷に当たらない場合が結構多いような状況になっています。ただ、私達としては、消費者に直接訴えかけて、「三重の木」は安心木材ですよと、制度のきっちりした木材ですよということと呼びかけて、逆に、工務店に「三重の木」で作ってねというふうに言ってもらえるような取組をしていきたいなというふうにして、商業的なこともちょくちょくやっております。

評価としては、そういうものを作って良かったかなと思っただけなんですけど、その後、各県がこれを作り出しまして、「各県の木」という認証制度でブロックし合うようになったので、三重県としては、出荷の方が多いい県なものですから、ちょっと困ったという状況はあります。県内消費よりも県外出荷の方が多いいものですから、他所の県が自県産材で固めてしまうと三重県産材が入っていく余地がなくなるというようなことがあって、もうそろそろ「どこそこの木」というのはやめたほうがいいのかなという気もしています。あるいは、「三重の木」、「奈良の木」、「和歌山の木」と言っておらんと、「紀伊半島の木」で3県統一するとか、そんな形でもっと広域に動いた方がいいような気がしております。以上です。

杉本委員

ありがとうございます。また、執行部の方にいろいろと、県の補助事業でもあった

わけですので、聴き取りもしていきたいなとは思っているんですけども、今の森林づくり条例の施策というところだったものですから、状況は少しつかませていただきました。今後、また教えてください。ありがとうございます。

今井委員

今日は、本当にありがとうございます。いろいろ勉強になりました。もう一度改めて確認をさせていただきたいんですけども、まず県議会が今、今日のこの会議体ですけども、三重県産材利用促進に関する条例検討会で、今後どういう条例にといいところで、先ほどの話でも少しあったかと思うんですけども、森林のために木材を使おうというところから、木材そのものがやっぱり人の生活に豊かさを与えるという様々なエビデンスを、今日、お持ちいただきました。その上で、県産材の利用を促進するという形が必要とお考えか、それとも、木材であれば、先日来、県内の製材所でも、県外の材を使ってもらっているといった想定の数値をもらったんですけども、国産材という形のもの、木材というものになると外材も入れた、そういう利用促進というのがあると思うんですけども、深田専務のほうでは、三重県で今後もし条例が制定されるとなれば、どういったところに力を入れるべきだと思われるか、もう一度改めて教えてください。

深田専務理事

木材でいいとは思っているんですけども、わざわざ遠いところから油を焚きながら運んでくる必要はそんなにはないのではないかと、使えるものなら近くの木材を使えばいいのではないかと思います。ましてや海外から燃料を焚いて持ってくるというのは、どういうことなんだろうと思います。安ければいいという人もいますが、日本のスギはほぼ世界最下位ぐらいの値段でございますので、世界共通で100ドルという値段が大体もう定着しているようです。工場に入って、1 m³当たり1万円、それから加工して、乾燥させて1 m³当たり5万円ぐらいになると売れていく。となると、その入ってくる1万円の内訳ですね。山主にいくら、トラック運転手にいくら、燃料にいくら、道を付ける代金にいくらとなってくると、山主に一番大きく入るほうが、やっぱり三重県としては当然良いと思いますので、もちろん皆さんもそう思われると思いますが、山主に大きく返すには、燃料費を減らす、あるいはトラック運転手の経費を減らすということが、山主に還元される金額が増えるということになろうかというふうに思いますので、その点、三重県産材を優先して使っていただければというふうに思っているわけです。

今井委員

今の話で、「山主」ということの定義ですけども、これは、山を持っている人なのか、山で作業をしていただく人などもひっくるめた形なのか、というのは。

深田専務理事

「山主」と申し上げましたのは、森林所有者の意味なんですけれども、イコール森林作業員の場合も結構多いわけですね。大手と申しますか、大きな山林所有者は、自分で作業はあんまりしませんけれども、そういう人たちに雇用されて働く方にとっても、山主に多く入れば作業員にも多く支払われるということになると思います。日本という国は、そんなに山主親方だけがいっぱい獲得して、作業員にお金を渡さないみたいなことはないと思いますから、そういった面で、山づくりに経費が繰り返し投入されるように、やっぱり三重県産材を優先的に使うべきかなというふうに思っています。

今井委員

最後に1点。先ほどのお話の中で、A材に関して、大手と競争しても、価格や品質で劣るといふところの「大手」というのがどういうところなのか、三重県内の製材所をもっと大きくしたやつなのかということと、ホームビルダーは集成材を選ぶということで、「ホームビルダー」という言葉が使われたと思いますけど、この「ホームビルダー」というのは工務店とどのように違うのかということをお教えください。

深田専務理事

まず、「ホームビルダー」の件なんですけれども、これは大手の建設会社、建築会社ですね。ここというわけじゃないですが、例を出すと、T社、I社、M社、あと、S社とか、いっぱいありますね。その中には、ツーバイフォーの住宅もありますし、在来型の木造住宅もありますし、プレハブ住宅もあります。プレハブなんかになると、国産材はほぼ使われない。ツーバイフォーもカナダの材で作られるというふうなことです。ホームビルダーが一番怖いのは、クレームなんです。施主さんが途中で見ていて、ちょっとおかしいなというところを写真に撮って、でき上がって、「さあ、最後にお金をちょうだいね」と言ったときに、「こんなものがあるんですけど、これ、取り換えてくれませんか」と言われたらどうですか。それが一番怖いんです。ですので、クレームのないような木材を使いたがる。三重県のあかね材なんかでも、食べたかすが残っている材なんですけれども、地元の人達は蟻食いとかいうものですから、シロアリが食った跡かと思うような意識にもとらわれておったりして、まだ中に虫がいるんじゃないかというふうに思ったりして、クレームにつながるから、梱包を開けた時に1つでもあると、梱包全体が返品になるということが言われています。ですので、三重県の製材工場としては、なかなかそんな対応はできないということで、なかなかホームビルダーに向けてはいかないし、木材ではなかなかそういうことができません。集成材であれば、1枚、1枚、ラミナというんですけれども、その状態の時に乾燥させて、真っ直ぐなものにして、あと貼り合わせるわけですから、狂いがないわけですよ。木材ですと、例えば、乾燥がちょっと甘かったりすると、途中で冬になるとパキンと音がして、裂けたり、割れたりすると。柱に割れができてたりするんですが、

強度には影響がない。なぜかというのと背割りというのがあるって、それは全部傷になっているわけですから、そういうのがあるって強度にはほぼ影響がないんですが、パキッと割れた時点で、これはおかしな材を使っているというクレームになるわけで、それを大手のセールスマンは、よう説明しないんですよ。ですので、そういう材を嫌われるものですから、集成材におのずからいってしまうというのがあります。

それから、「大手」の製材ですが、三重県で大きい製材工場といいますと、年間2万m³ぐらいの原木を使っていると思います。これが上限ぐらいですね。大手というと、C社というようなところは、自社で船を4隻持っていて、アメリカと日本の間を常に行き来させています。それで、九州に年間10万m³使う工場を1つ作って、その隣にまた10万m³を超えるようなやつをまた作ったと。呉にあり、茨城の鹿島にあり、唐津にもあるのかな。全国にそんなのがあるということです。東の方へ行くと、K社とか、T社とかがあり、またこれらも10万m³を超えるような工場ですね。そういうところはもうほぼ無人で、皮を剥いた原木をラインに放り込んだら、自動で四角にして、棧積みといいますか、乾燥室に入れられるように積み上げるところまでいくんです。最後、検品のところだけ人がいる。あるいは、積み上げたやつを乾燥室に放り込むという部分。ですから、非常に少ない人数でやっていますので、おのずと経費は安い。価格の勝負にはならないわけですね。ここら辺の製材工場だと、丸太を送材車という車に乗せて、帯鋸で片面から曳きます。それから、かたっと倒してまた曳きます。それを4回やるわけです。一方で、オール自動の製材機は、原木をコンピュータで計測して、最適などころを見つけたら、いきなり両方ビャーっとツインソー、2つ帯鋸が回っているところへ材木を放り込みます。そうすると、一遍に2面切れる。それを一遍戻してまたいくとずっと長時間かかるんで、そのまま次があると途中で90度回転させたやつをギューっといくんです。そのまま走っていく。それで、横の木皮は木皮で流れていって、集積される。そんな状況と、ここらの工場で行っているのでは勝負にならないんですよ、価格的に。大きな停電とかがなければ、常に一定量の製材ができてきますので、ものは安定していますよね、ということです。

中森委員

ありがとうございます。ちょっと感想をまず1つと、質問1点。感想は、科学的な根拠という話について、私も子育てや教育に木が良いというのは前から感じておりまして、議会でも議論があったところでございます。

加えて、私の場合は、構造上も、今までの1階平屋とか、2階だけではなしに、3階、4階建ての超高層にも木造が使えるという建築基準法が改正されたということを議会で提案や報告をしたり、さらには防火とか耐火に関する欠点と言われる、木は燃えるというようなイメージを払拭するためのいろんな手だてがあるということから、木材利用については一般公共建築物だけではなく、民間でももっと木造を利用していただくための、欠点を補うための科学的根拠が必要だということを申し上げてきたわけでございまして、この点については、せっかく資料の中の最後の方にちょっと2、

3載っていますので、耐火と構造について、若干の補強説明をしていただければありがたいと思います。

深田専務理事

耐火に関しましては、建築基準法が改正をされまして、木造であっても、準耐火の場合だったと思いますが、燃えしろ設計というのがあります。木が燃えても、灰になって落ちるわけじゃないんです。炭になって残っている。ですから、ある程度の太さがあれば、1時間半なり燃えてる中で、炭になって最後の芯には燃え移らない。炭が邪魔をして火が中まで入らない。ということで、躯体として1時間立っていればOKということで、そういったふうに変更になったというふうに聞いておりました。防火地域でなしに、準防火地域だったと思うんですけども、燃えしろ設計という設計方法をとれば、木造で3,000㎡以内だったら建築ができるというふうに聞いております。それから、強度に関しましては、これは新しい素材ですが、CLTとかいうのも出ておりました。クロスラミネイティッドティンバーというんですけども、合板のような形で貼り合わせるんですけども、かなり厚い材を貼り合わせることで、強度もかなりのものができるというふうなことで、それを今、盛んに使おうということでやっておりますし、それを使えば高層の建物もできるということで、住友林業が、何十階建てかの木造を作るために、いろいろ今、準備をしていると、研究開発も含めてやっているというようなことも聞いておりますので、木造が燃えやすいから町中から木造を排除しようというのは、戦後からの発想でして、ここ数年はもう建築士の方々も、それから大手の企業も、町中に木材を使いましょうということで運動をされてきております。ですので、今後も、この流れを消さずに進めていっていただければというふうに思います。

中森委員

ありがとうございます。私ばかり言っていると、なかなか皆さん、うちの議員の仲間でも「また中森が言うてるわ」ということで、なかなか理解してくれない人が多かったんですけども、これで一安心でございます。

あと1点、これは感想ですけども、地球環境で見ると、ラワン材を輸入したらあかんに決まってるし、それからカナダで切った木のいわゆるB材、C材を、日本でA材として利用しているわけですよ。ツーバイフォーとかいって、A材を利用している。こういうことは、わざわざカナダのホワイトウッドの残った木とか、もうカナダでは捨てる木を、日本人がそれ拾っていて、まあ言ったら日本に持って帰るといったような話を、冗談までですけども、そういうことは事実なんですよ。安いホワイトウッドというのは、技術的には素晴らしいツーバイフォーの形式を使っているんですけども、材料自身はカナダから大量に入れている。ましてや、亜熱帯のところの木をザーっと全部切ってしまうと、いいところのラワンだけ持ってくる、そんなとんでもないことをしてはいけないよというのは地球環境的な話で、国内では

十分すぎ、ヒノキがあるわけですから、国内で利用するのをまず第一に考えましょうねというのが、やはり基本ではないかなと思います。そのためには、三重県で使うならば、近くのものからまず利用したらいいんじゃないか、三重県産材をまず利用するのが当然じゃないかというのは、当然我々の発想ではないかなと参考意見として申し上げておきます。これは私の意見です。

濱井委員

ありがとうございます。36 ページには火災安全性、38 ページには耐震性能なんていうのが載っていますけれども、ちょっとお伺いしたいのは、40 ページに「木造建築は長持ちするって本当ですか？」と書いてあるんですけども、この中で「防腐薬剤注入」という言葉がございますね。「1階部の木製部材全てに」と書いてあるんですけども、これは最初にご説明いただいた中で、健康を第一に考えて、それをPRしていくということがもちろん一番大事だと思うんですけども、この部分と、なんかその逆の意味合いがあるのではないかなという感じもするんですけども、この防腐剤そのものが人体にはその影響がないような感じなんですかね。そういうものがあるんですか。

深田専務理事

はい。防腐剤はいろんな種類がございまして、以前、よく使っていたのは銅のイオンを使ったやつかな。そういった人体に有害なものは、次々と禁止をされてきておりまして、今、使われている防腐剤はそういうことのないものが使われていると思います。それで、主に今、注入しているのは何かと言いますと、土台ですね。ヒノキの土台にインサイジングとって、ちょっと傷をつけて、そこから圧力をかけて注入するというのをやられているのがあります。それと別に、木製デッキとか壁材、木の塀を作るときに、雨風にさらされますので、そういうものはやっぱり注入をしておかないと、木材はやっぱり弱いねと言われるもとなってしまう。雨が当たって、水にぬれたり乾いたりするところが一番腐りやすいところになります。ぬれたらぬれっ放しであれば問題ないんですが、ぬれて乾いて、ぬれて乾いてすると、腐りやすくなりますので、そういう形で注入をしていた方がいいかなと思います。一方、家全体を注入材で作る必要はないと思います。

濱井委員

ありがとうございます。41 ページには「腐朽の4条件」として、水分、温度、酸素、栄養分と書いてありますよね。これがなかったら100年でも長持ちさせることができるということですけども、これは大工といった方がやっていただけるようなことなのでしょう。構造上の問題ですかね。

深田専務理事

水分は、抑制をすることができると思うんです。栄養分は、木そのものに栄養がありますから、これはどうしてもしょうがない。あとは温度と酸素なんですけれども、水中にあるものは腐らないと言ったのは、酸素がないということです。水に溶けた状態の酸素ですので、腐らないということになります。ですので、水分がかからないように軒を深くするとか、あるいは外壁だけはサイディングのものを使うとか、陶器類のようなものを使うとか、あるいは鉄板ではないんですが、鋼板を使うとかですね。内装は木材を使う。躯体も木造でできますので、そういったところを調整すれば、特に腐るといったことはないと思います。もう1つは、冬に水分がたまるやつ、結露があると腐りやすいですから、結露が起きないように、ちゃんとした断熱材と空気の通る層を作っておくという建築方法で、回避することができると思います。

田中座長

よろしいですか。時間のほうが参りましたので、これで終わりとさせていただきますが、どうしても質問をしたいという方はおみえになりますか。よろしいですか。

なければ、三重県木材協同組合連合会深田専務理事からの意見聴取を終了させていただきます。深田専務理事、どうもありがとうございます。いただいたご意見につきましては、今後の検討会の議論に生かしてまいりたいというふうに思います。それでは傍聴席の方へ移動をお願いいたします。

次に、三重県木造住宅協同組合から理事の工藤剛様にお越しをいただいております。工藤理事におかれましては、ご多用中にもかかわらず、当検討会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、三重県の木造住宅に関する現状と課題や、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」に期待することなどについて、三重県きたんの木造住宅業界の現場の実態に即した忌憚のないご意見をお話しくくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

時間配分につきましては、工藤理事から30分程度お話をいただき、その後30分程度、質疑応答を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、工藤理事、よろしくお願いいたします。

工藤理事

三重県木造住宅協同組合理事工藤剛です。本日は、お招きいただき、ありがとうございます。委員の皆様方には、林業、木材産業におきまして、多大なるご尽力をいただきまして、ありがとうございます。また、本日は陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。拙い話になるとと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、三重県の木造住宅に関する現状と課題のほうの説明をさせていただきます。

現在、令和元年度の全国新設住宅着工戸数が905,123戸ということで、前年度比がマイナス4%となって、国土交通省から3年連続減少というふうに出ているわけなん

ですが、平成 26 年度の 88 万戸を上回る 90 万戸を維持している現状となります。消費税増税後の影響ということについては、過去の影響を見ますと、平成 9 年、1997 年に消費税 5%になったときには約 18%の減少。それから、平成 26 年、2014 年の消費税 8%の時には約 9%の減少が見られました。令和 2 年度におきましては、消費税増税対策の 4 つの支援のうちの 2 つ、住宅ローン減税、今年の 12 月 31 日までのものと、すまい給付金、令和 3 年 12 月 31 日までのものという 2 つが残っておりまして、野村総合研究所の 6 月の予想では、85 万戸ぐらいではないかというふうに予想が出ておりました。昨今、新型コロナウイルスの拡大によりまして、更なる影響が出る状況となっておりますので、注視したいと思っております。過去の景気悪化に対する住宅着工戸数の減少というのをちょっと見させていただきますと、平成 3 年のバブル崩壊時に約 20%、平成 19 年のサブプライムローン問題で 18%、平成 20 年 9 月のリーマンショックの影響で、平成 21 年に 28%の減少となっております、消費税の増税の後の影響より、景気による影響というのが大きいというふうなグラフが出ておりました。新築着工数が 100 万戸あったのが、リーマンショックの平成 21 年に 77 万戸に下がって、やっと 90 万戸に戻ってきたような状況が、全国の住宅着工数のデータになります。

引き続きまして、三重県のほうについて、添付書類のほうを見ていただきたいと思えます。三重県のほうのデータに令和元年のものをちょっと加えさせていただきました。三重県のほうのデータを見ますと、平成 20 年から 21 年については、17,066 戸が 10,608 戸ということで 48%減になって、それからずっと、10,084 戸から、9360 戸、9777 戸と順番になっていて、1 万戸台をキープしていきまして、令和元年のほうも前年度マイナス 4.3%なんですけど、1 万戸をキープしているような状況になっております。昨年と比べて、持ち家のほうが 63 戸、1.1%上昇いたしまして、貸家のほうが 327 戸減りまして 8.7%減、社宅などの給与住宅が 160 戸で増加していきまして、分譲住宅のほうが 1,056 戸、268 戸で 21%減というふうなデータが出ておりました。

全国における木造住宅の木造率なのですが、こちらのほう、ちょっと資料がなくて口頭で言わせていただきますと、令和元年が 523,319 戸ということで 57.8%、平成 30 年のほうが 539,394 戸で 57.2%ということで、昨年より木造率のほうが若干増加しております。参考までに、平成 29 年度は 57.3%、平成 28 年度は 56.3%というふうな数字です。

引き続きまして、三重県における木造住宅のパーセントなのですが、令和元年度が 6,604 戸ということで前年度の 7,446 戸よりは減少しておるわけなのですが、木造率は平成 29 年度と同じ 72%ということで、去年の 70%より 2%増加して、三重県のほうは木造率が高い県となっております。

引き続きまして、資料のほう、こちらは三重県のプレカット工場における国産材比率のアンケートをさせていただきました。なぜプレカットなのかといいますと、プレカットが一番加工がされておりまして、住宅着工におけるプレカットというものの普及が進むにつれて、こちらでデータを取ると木材の国産材比率というのがわかりやす

いので、取らせていただきました。A社のほうが伊賀地区にあるわけなんです、約30%となっております。B社のほう、松阪にあります。こちらは非住宅が多いので35%。北勢のC社のほうが20%。尾鷲のD社が80%。松阪のE社、こちらは当社になりますが60%となっております。

当社のほうの木造比率というものの表をちょっとつけさせていただきますので、こちらのほうの説明も併せてさせていただきますと、当組合の方、令和元年度に關しましては、60%ぐらいになるかなというふうになっております。上の段に集計、その下に「流域」、「流域外」と分かれておりまして、「流域」のほうは南伊勢流域というふうになっておりまして、こちらの国産材45.59%は県産材になります。「流域外」の国産のほうは13.1%、こちらのほうは北勢及び県外というふうになっております。続きまして、30年度のほうですが、国産材比率62%、「流域内」43.98%、「流域外」17.95%となっております。平成29年度のほうは、全体で64%、「流域内」で47.12%、「流域外」16.51%です。残りのデータのほうは、ちょっと割愛させていただきたいと思っております。それで、国産材比率のほうを合わせますと、アンケートを取ったところでは全体で43%という数字が出ておりまして、県産材・国産材の比率というものが、総合的には50%近い数字になるのかなというふうに見ております。

それでは引き続きまして、三重県の木造住宅に関する現状の次に、課題のほうに入らせていただきます。課題のほうも、アンケートのほうを見ていただきたいと思います。

A社のほうが、一般住宅はローコストが主力になっておりまして、米松、レッドウッド、ホワイトウッドの集成材が現在主体となっており、横架材、梁桁におきましては、スギ、ヒノキのほうは、強度の関係上使いづらいというふうにアンケートで書かれております。県産材・国産材は流通量が少なく、希望する材（幅、高さ、長さ）が集まりにくいというふうに書いていただいております。

B社のほうが、県産材指定にすると価格が高いし納期がかかる。非住宅物件だと、平角のJAS認定が県内に無い、JAS認定工場のほうが無いので使えないということです。

C社のほうになりますと、県産材についてももう少し安価な供給をしていただきたい。

D社におかれましては、あかね材の有効活用を検討したいという課題があります。

E社におきましては、スギ、ヒノキで家を建ててほしいというお客様の声が少ないということで、こちらはスギで住宅を100%建てる大紀町のU社様なんです、お客様のほうからスギ、ヒノキの指定がないというふうなことです。住宅を建てる方、お施主様が木の種類についてはあまり意識されていない。こちら、当組合のほうでいろいろ聞かせていただきましたら、工務店さんのほうは、木は良いというふうに言われておるんですが、だからスギ、ヒノキというふうなものではなく、木なら何でも健康に良くて環境に良いというふうにとらえてみえるということです。それから、若い世代の和室離れ。和室に使う木材が作られておったわけなんです、最近の住宅のほうは和室離れが進んでおりまして、A材の、特に役物、ヒノキ、スギの現しの柱等々が

使われることが少なくなってまいりました。また、住宅着工現場が、最近では安全の配慮で、シートで全部覆われるようになりまして、中が見えなくなったと。それで、子どもさんや親御様が見る機会が減って、中身がわからない住宅が増えているということです。それで、地域の木で家を建てるということに関しての意識が薄い。木はやっぱり良いものだという意識はあっても、地域の木で建てなくちゃいけないというところまでは意識がっていないということです。これは、CLTで建てられた伊勢のN工務店の会長さんが、欧米の方を呼ばれてCLTの勉強をされた時に指摘いただいたんですが、欧米に比べて自然愛、特に森林愛というのが低いというふうなご指摘を受けたというお話を賜りました。あと、どうしても経済原則、安いところが良いものということになってしまうので、県産材・国産材を利用するには、経済原則から外れないと駄目ではないかというふうな意見もいただきました。質と量の安定確保と安定供給、これは先ほど深田専務も言われていたんですが、外材に比べて、品質の面で下がるというふうなような課題があるというふうに言われております。

課題のまとめといたしまして、意識による課題というのがあるということになります。木なら何でも良いものというふうになっておりますので、住宅を建てる方が木の種類についてあまり意識をされていないということで、目につく機会とか、その木を使わなくてはいけないという意識がないという、意識による課題があるという問題。それと、経済原則の課題は、先ほど説明させていただいたとおり、流通量が大きくて、価格・品質が認知されている既製品にやはり集中するので、そちらの課題。それから強度ですね。梁・桁は、マツのほうは昔から使われていまして、特に伊賀地方で地松というのが昔はよく産出されてまして、松くい虫が出るまでは梁・桁は地松、国産のマツだったんですが、これがなくなって、米松がやっぱり主流になって、マツのほうは強度が高いということで、米松や集成材に強度の部分で集中するという課題。この3つがあると感じました。

それでは、期待と対策のほうに入らせていただきたいと思います。期待と対策なのですが、やはり供給に関して、スギ、ヒノキ、無垢KD材の安定供給。これは先ほど、深田専務のほうからも話が出ていたんですが、A材、B材、C材というふうな概念が出まして、FITの関係でバイオマスにチップが集まる。それで、B材の方で、合板工場さんが多気に進出することによって、山で切るのが、チップ材にすると、住宅に使わないので、案外雑に切れると。住宅に使う時はすごく丁寧に切らなくちゃいけないので作業効率の問題があるというふうな話がありまして、チップのほうは雑にやっても効率的に生産できる。それで、合板のほうは、先ほどあったように、4mに切るの、3mの材料が出てこない。バイオマスのほうと合板のほうに流れていて、3m材で、4寸は市場としてはあふれているんですが、特に3.5寸の柱というのは非常に少ない。3.5寸の3m材のほうはB材、C材のほうに流れていくので、製材所の方のところに材料が入りにくいというふうな話がありまして、この辺が、対象原木がチップに流れているというところの説明になります。それで、そういった環境ですので、製材業者さんが、後継者ができずに廃業されてしまうということで、製材業者さんの

意欲を向上させるために、従来からあります補助などの充実というふうな話が期待されております。国産材集成材、スギ、ヒノキの集成材、CLT、LBLの製造、利用促進というのもございまして、こちらは、国産材集成材というのは期待が非常に大きくて引き合いも多いのですが、今まだ価格の面で苦戦しているというふうなところがございまして。伊勢のN社さんのCLTのほうも非常に研究されているわけなんです、製造工場というふうな面で期待が高まっております。それと公共物件の大型木造建築物の推進、こちらの方も引き続きご支援賜りたいというふうな期待がございまして。

B社さんという非住宅に強いプレカット業者さんからは、県内業者のほうで木造住宅に特化した設計、生産、加工まで一体的にできるという強みがあると。県産材指定が増えるとJASを取得している製材工場が増えていただけるので、この条例を基に、JAS規格を取得してくれる製材所が増えたらなというふうな期待があります。

E社のほうになりますと、見せる・使う・教育するということですね。地元材を使わないと山が衰退して環境が維持できないと、こういうところで、やはり教育の面を強くしていきたいというふうな期待がありまして、人口の多い街中を木質化して、木を見ていただいて、感じてもらう。五感で感じていただくことによって木の良さを知っていただくということですね。それからPR。温暖化防止効果、木づかい運動、FM三重のJASのような宣伝もいいんじゃないかということなんです、特にCO₂の循環に關しまして、非常に三重県は先進県だと思います。実は、木材乾燥に關しまして、木くず焚きボイラーを使っているところもありますし、電気を省エネ化するような仕組みをとった加工工場もございまして。それで、外材を使ったり、外から持ってくるとCO₂をこれだけ排出しているよと。三重の木を使うとCO₂をこんなに削減・定着させて循環させるよと。カーボンニュートラルな社会ということで、三重県はかなりバイオマス発電も持っていて、CO₂の循環に關しては先進県ということで、そういったところを学校現場で教育してはどうかということですね。地球温暖化を防止するというCO₂の観点から攻めてみるのもどうかなというふうな期待があります。それによって、山が守られて、土砂災害の防止、水源資源の確保、そして、先ほど深田専務も言われていたんですが、健康と癒しに關して木が非常に効果が高い。森林浴のフィトンチッドとか、ヒノキから出る香油成分、スギから出る落ち着きの成分が人体に良いというふうなことがQ&Aでさっき出ておりましたので、そういうところで、いろんな方面から、CO₂の固定とか、健康の方面からも注目されているのを情報発信し、PRしたらどうかなという期待がございまして。そういった形で、全部三重県の木を使って建てた工務店さんに対して県産材使用建築者の環境貢献企業への認定なんかもしていただけたらというふうな工務店さんからの期待の声もございました。全部三重県の木を使って家を建てるということをもっとPRして、それが環境のためになる、健康のためになる、ひいては地域のためになると、こういうふうなPRを期待していますということです。そういった形の条例ができることによって、やっぱり山が良くなるには、街中の人目に付くところに三重の木を使っていただいて、三重の木を使うことによって、地球環境に、地域に貢献していく、社会を発展させて

いく、三重県が、林業先進県、木材先進県として発展していける、そういうふうな期待がありますので、何とぞよろしく願いいたします。以上です。

田中座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明を受けまして、委員の皆様方から質問等ありましたら、お願いいたします。

中瀬委員

木材について、教育とかいろんな関係の面について進めなければいけないということがあって、まず住宅のほうで、各地に民家がどんどん増えれば、最終的には木材が利用されて良いというふうに考えられておると。そういう中で、今、いろんな企業というんですか、三重県でいえばジャスコみたいな大きなところの中で木材を使っているとか、ガソリンスタンドであるとか、コンビニであるとか、いろんなそういうところに今使われていることが見受けられると思うんですが、そういう面について、木造住宅協同組合が推進してそういうことをやられとるのか、独自にそういう会社でポテンシャルを持ってやられておるのか、どういうことなんでしょうかね。

工藤理事

木づかい運動のお話かと思います。木づかい運動のほうのお話を聞きして、建てる工務店さんではなく、その使われたところに木づかいの証明が出るということなので、是非そういうようなPRもどんどん進めていきたいなと考えております。

中瀬委員

そうすると、そういう推進は、どんどんしていくと。それで、利用者というんですか、そこに行った人らが木質は良いんやということを、どんどん教育していくということが基になってくるということですかね。

工藤理事

はい。木を使っていただいで見えるようになれば、ちょっと草の根運動みたいな形になると思うんですが、やっぱり体感していただくことによってファンが増えると思いますので、どんどん木は良いんですよというふうに使っていただくところが増えるように、推進したいなと思っております。

中瀬委員

それともう1つ、言われていた課題の中で、価格の問題とか、品質の問題だとか、強度の問題ということをやられていきますよね。山持ちの生産者からしたら自分ところの木を使ってほしいけれども、そういう問題がぼんと出てくると、なかなか話し合い

っていうんですか、そういうところが横のつながりを持って進みにくいというのはないんでしょうかね。

工藤理事

住宅だと、大体 30 坪の住宅で 2,500 万円から 3,000 万円ぐらいの価格だと思うんですが、使われる木材というと 200 万円ぐらいでございますので、それを少し自分で山に行って伐採するという形で、三重県が提携されている古川林業さんなんかですと、今、大内山の山でこの 1 月から伐採体験ツアーということで、関東と伊勢の方が住宅を受注されるときに、実際切りに行って、玉切りして、それを加工して、住宅に使うというふうなキャンペーンがあります。そういった意識が広がっていくと、実は木材をちょっと贅沢してもいけるのではないかというふうな情報がわかるかなというふうなところがありまして、実際、その外材と国産材の差というのが 50 万円ぐらいと言われておりまして、そこを昔は補助金で埋めて県産材の普及に努めたわけなんですけど、そうではなく、体験しに行く、そして自分の家に使うということで、広まっていったらなというふうに思います。価格の問題に関してでいきますと、まず、先ほど言った中国木材さんなんかですと、在庫数が 25,000 m³とかですね、名古屋だけでそれぐらい持っているわけですが、全部米松なんですけど、それがストックされている状況で、すぐ出てくるという状況です。でも、運搬にやっぱり CO₂ を排出してしまいますので、できれば地元の山の木を使って、それで家を建てるということが広がればいいかなというふうに感じております。

中瀬委員

三重県の木材は、スギ、ヒノキがほとんどだと思うんですよね。そういう中で、品質とか強度やとかいろんなことが出てくると、どうしても負けるところがあると思うんですが、今言われたように、家を建てて、2 割、3 割程度の木材利用率ですよ。中の実質の木材というのはね。

工藤理事

すみません。価格だけですね。総ヒノキ、総スギ・ヒノキハイブリットとかですね。それでも価格がそんなものです。

中瀬委員

一般住宅だとそれぐらいの中で、課題として、そういう価格や品質ということだけにこだわってくると、なかなか家の中の少ない部分の課題が大きくて、三重県独自のスギ、ヒノキというのがなかなか使われていかないというようところが、実際としては多いということではよろしいですかね。

工藤理事

はい。業界の中で、ご存知のとおり、プレカットが出てくるようになり、プレカットで加工するようになって、機械で加工しやすいものというものに材料が変化しております。それで、県産材、国産材は非常に日本に合った木なんですね。そういうところがクローズアップされずに、やはり木なら何でも良い。木なら何でも健康だ。それが安ければなお良いという形で、作業しやすく、作りやすいという形で普及したのが、今の国産材、外材の住宅比率だと私は認識しております、一時期80%が外材、国産材が20%、住宅の場合は、多分これが変わっていないと思うんです。大手プレカット会社さんは、ほとんど外材になっていますね。三重県のプレカット会社なので、スギ、ヒノキを使えるという強みがございます、一般に言われるのが、クレームというものがなくなるために、集成材とか米松を使うわけなんです、そこをちゃんと乾燥したもので、客観的な「三重の木」基準であれば、そういうところもクリアできるんですが、そこを、九州の佐伯広域森林組合とかですと、大学と組んで、データを出して、それで普及・促進というふうにしていますので、そういうところもやっぱりちょっと業界的に頑張っ、スギ、ヒノキを使っ、いただくような取組にしていかなければいけないと思います。

杉本委員

先ほど、課題の中で、意識の問題だとか、それから教育の問題だとか、そういうところがいくつかあったんですけれども、「みえ森と緑の県民税」があって、市町の交付金の中には、そういう部分があったかと思うんですね。それで、もう今年で6年目になるんですけれども、この5年間の「みえ森と緑の県民税」の効果といいますか、木造住宅協同組合から見て、どんな県民税の評価といいますか、その辺りはいかがでしたでしょうか。

工藤理事

「みえ森と緑の県民税」も、すばらしい取組だと思いますし、どんどん認知度も高まっていると思います。特に、業界の方ですと、そういった財源があるから、山から木が出てくるので、公共物件に使っていただけると。すごい希望ではあるわけなんです。やっぱりそういった取組があるのでやっていけるというふうなところがあって、非常にずっと続けていただけたらなと思います。

杉本委員

今、今後の課題のところとか期待するところの中身が、「みえ森と緑の県民税」で目指したところと内容的にはかぶるところがあるなと思わせていただいて、聞かせてもらったんです。今年度から森林環境譲与税が始まりましたので、これによってまた動いている部分があると思うんですけれども、森林環境譲与税が、こういった部分に今後どんなふうに期待できるかという辺りのところとか、課題とか心配事もあると思うんですけれども、お聞かせいただければと思います。

工藤理事

森林環境譲与税のほうで、市町村に木質化という形で財源があるというのは、非常に心強いです。山側から川下の方に出てくるものに関して、整備が大分三重県のほうは進んでいると思います。あとは、住宅ですので、家を建てる方の意識改革というのが必要で、どうしても経済原則だけでいってしまうと外材に負けてしまいますし、他県の大型国産材工場もすごく安い値段でできますので、経済原則だけでは少し厳しいところがありまして、それで、一番強い、家を建てるお施主様、家を建てる人が、三重県のスギ、ヒノキがいいんだというふうに言っていただきたいというのが期待になっております。是非、そういうふうなところにつながっていくように「見える化」する、見えるところに木があるというのが、すごく嬉しいことです。

杉本委員

県民税のほうも、環境譲与税のほうも、それから今日、参考人に来ていただいた皆さんも、目指してるところは同じだと思うんですね。けれど、それが本当に形となっていくためには何が必要かというところになるのかな、というふうには思わせてもらって、今日、いくつかヒントはこの表でいただいているんですけども。また今後、いろいろと教えていただければと思います。ありがとうございます。

濱井委員

環境譲与税の関係になりますけれども、木材利活用というのが1つの条件となっております。特に都市部において、結構、譲与税がおりてきます。それをいかに使うかということですが、山がありませんから、当然ながら利用・活用のほうへ向いていくと思うんです。したがって、ここのE社でも出ておりますように、町中を木質化というか、木材化するということが大事だと思うんですけども、その手だてを、お宅の方でどういうふうにやっていけば、効果的に、もちろん使う側の問題もあるんですけども、そういったことが可能になるとお考えでしょうか。今現時点で。

工藤理事

木づかい運動のほうを県のほうがされておりますので、そちらのほうを支援するというのと、できればこのCO2のところを、ちょっと大きすぎてなかなかデジタル化しにくいところがあると思うんですが、外から持ってきたらこれだけCO2がかかりますよと、三重県で活用したら循環しますよと、だからCO2を使わないんですよと、環境に良いんですよと、そういうところを数値化してPRしていくというのがいかなかなと思っております。

濱井委員

はい、わかりました。またこれから、いろいろと、いろんな方面から、そういった

形で進めていくべきだと思います。

今井委員

はい、どうもありがとうございます。いろいろとアンケート結果とか細かく見させてもらって、ありがとうございます。やはり、県産材の木を柱や桁、こういったところにどう使っていったらいいかということが重要だと思いますので、理事が言われた、消費者、建てる側の意識改革をしっかりと促していくことと、さはさりとは、木がどれだけ良いと思っけていても、やっぱり現実問題として、品質も大事ですけども、品質よりも価格という問題があると思うんですね。その中で、様々な県外、他県から持ってくるコストを考えると、県産材を県内で使えば、輸送コストは安くなる部分があるというプラス面があると思います。一方で、どうしても価格が高くなってしまふのを縮小させる方法というのは、どういうことがあるんでしょうか。もっと1か所で多くの木を扱って、よく農地ですと、集積をして、多く植える、刈るということで、圃場整備したり、大型機械を導入して、少しでも効率をアップしていくということがあると思うんですけど、木材、県産材の場合は、もしコスト面で他の県産材よりも、また外材よりも、劣っているというか、弱い部分があるのであれば、そこを克服していくにはどういう解決方法があるとお考えか。もし考えがあれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

工藤理事

はい、ありがとうございます。1つは、先ほどおっしゃられたように、大規模化するということでコストを下げるというのもあるかと思ひます。そのパターンですと、ウッドピアぐらい大きいところで集約してやるぐらいの大規模な事業になりますので、それぐらいは必要かなというふうには思ひます。

もう1つが、プレカットが主流になりまして、大工さんが非常に減ったといひますか、特に津から北になりますと名古屋圏になりますので、プレカット主流ですと組み立てるだけになりますので、道具を持たずに行かれるんですね。南伊勢のほうになりますと、大工さんがやっぱり道具を持って、不具合とかも直せますし、木の良さとかそういうものを使っけていけるというところもありまして、職人さん、特に木造に強い大工さんの育成ということをするとな裾野が広がりますので、そういった面で、DIYとかそういうふうなところにつながるような職人さんの育成をすることによって、身近に木を使っけていただく人口を増やすという方法があるかと思ひます。ですので、大型化して製造するパターンと、裾野を広げて三重県産材を使っけていただく職人さんをどんどん増やすという、この2通りが私はあるかなと思ひます。以上です。

今井委員

そうですね。確かに、職人さん、大工さん等も減っけてきているように思ひます。逆に言うと、今の建物自体が、大工さんが昔以上に、今言われたように、活躍の場を大

きく持っていないといえますか、そういったところもあると思いますので、後継者、また職人さんというのを広げていくということも大事だと思うんですけど、それにしても、今の住宅を建てる側の考え方ですよね。住宅に対する考え方。先ほどあった木にこだわらないとかですね。特に種類も意識していないというようなことも現実あると思うんです。その点で、先ほど申し上げた消費者の意識改革と、住宅販売側、また製材所、山の所有者、山主さん等の意識改革というのも同時に進めていかないとはいけません。その辺りは難しいかわからないんですけども、そのためにどういふことを県としてやっていってもらいたいというのがあれば、教えてもらいたいと思います。例えば、先ほどもあったんですけど、昔のように、補助をやったりしてもらうのがいいんじゃないかとか。昔、三重県の木を使うと、住宅販売のときに1坪いくらか出すとかがあったと思います。ああいったことが、その当時、とても効果があったのかとか、そういったことも含めて、県に求めるものみたいな形のところを、気の付くことがあれば、教えてもらいたいと思います。

工藤理事

はい、ありがとうございます。確かに、お施主様に直接補助金が出る制度は、とてもすごく人気が出て、それまでスギ、ヒノキでいってなかった方が、スギ、ヒノキを扱う工務店になったりとかして、すごく普及の面では良かったと思います。建築業界が、すごくゼネコンさん主体で規律が取れるようになったのは、そういう行政からの指導とか、そういうルールを決めたからかなというふうに思っております。県産材を使っていたかという中で、基準が決まって、申請してやるということが普及したのも、すごく良かったかなと思います。

もう1点が、補助も効果的なんですけど、1つは、例えば、全部三重の木でやる手刻みの大工さんとか、それから、そういう全部三重の木で作っていただける工務店さんのほうに、もうちょっとスポットを当てていただいて、三重県のホームページなんかで認定事業者という形で出していただけたらなというふうに思います。

今井委員

先ほど書いていただいていた「全木材県産材使用建築業者の環境貢献企業認定」ということですね。今現在、そういうところはあるんでしょうか。全部三重県の木を使ってやっていただいている、そういった工務店なり、そういったところは、あるのかどうか。逆に、そういったところを、そういった制度等も含めて、いろいろ、先ほどの、できるできないは別にして、施主への補助とかも含めて、そういうことをやっていけば、喜んでもらえるだけではあかんと思うんです。喜んで参加してもらって、それを一生懸命、我々も一緒に県と行政とも一緒に、意識改革へつなげていくということが大事だと思うんですけど、そういったことをやれば、工務店さんは、行動として起こしてもらえるのか。今現在、全て県産材を使ってやっているところがあるのかを含めて、ちょっと教えてください。

工藤理事

全て県産材を使った大工さん、工務店さん、ハウスメーカーさんは、D社さんとE社さんのお客さんには結構いて、特に地元の大工さんが製材所直でやるやつは100%そういうふうになります。そこはあんまりクローズアップされてなかったと思うんですが、ぜひそういうところをクローズアップしていただいて、三重県の木を使っていたきたいというのがあります。

それで、補助金が出たら、業界としてはと言いますと、喜ぶと思います。

今井委員

ですので、喜んで、今まで県産材を使っていなかったところも、今まで外材の集成材を使っていた、また、県外産のやつを使っていたのを、「三重の木」の認証を受けた木を使うことによって、そういう補助が出るということになると、実際、部材を変えてもらうことになりますよね。そういったことまでやってもらえるという形で、今の商取引の中で、その辺は変えていけるとことでよろしいですかね。

工藤理事

はい。前回の補助金の際は、県産材を使っていなかった工務店さんがそういうふうに変わられましたので。あとは、継続していると何年継続しているとか、そういうふうなところをPRしていただけたらいいのかなと思います。

今井委員

最後に1点。この資料の中で、「県内業者で設計、生産、加工まで一貫できる強み」とありましたけど、乾燥の機械の設置状況並びに技術ということに関しては、三重県は、他の県に比べてどうなんですかね。例えば、森林組合等で、乾燥するための機械を入れてもらったり、プレカットのところに乾燥の機械があるのかどうかわかりませんが、先ほども乾燥が甘かったらちょっとお客様からのクレームがくるとかそういうことがあったんですけれども、県産材の乾燥に対する環境整備というのは、三重県は十分進んでいる、充足していると思われませんか。

工藤理事

森林組合さんのほうに乾燥施設があったり、ウッドピアですと25機ぐらいあるんですが、一番、経済原則を受けるところですもので、どこも事業としては苦しい状況になっています。ただ、施設はありますし、熱源が木くずになっていたりするので環境に非常に良いものになっております。

田中座長

はい、他にご質問のございます方。よろしいですか。よろしいですか。

他になければ、三重県木造住宅協同組合工藤理事からの意見聴取を終了いたします。工藤理事、ありがとうございました。いただいたご意見は、今後の検討会の議論に生かしてまいりたいと思います。それではご退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は15時35分からといたしたいと存じます。

(休 憩)

田中座長

休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

まず、前回の第3回検討会で委員から求めのあった資料について事務局から説明を聴取した後、前回の第3回検討会で積み残しになっておりました、「木材利用促進等に関する法律」、「三重の森林づくり条例」及び「他県における県産材利用促進等に関する条例」について調査を行います。その後、本検討会で制定を目指す条例の方向性について、委員の皆様で協議をお願いしたいと考えております。

それではまず、前回の第3回検討会で委員から求めのあった資料について、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

県議会事務局企画法務課の袖岡でございます。それでは私のほうから、お手元のほうに本日の資料1としてお配りをしております資料に基づきまして、説明をさせていただきます。前回、3点ほどご指示をいただきまして、それを順番に説明いたします。

まず1つ目でございますが、公立学校の関係で、木材の利用状況についての調査票についてでございます。1ページをご覧くださいますと、各学校のほうに依頼がされました調査票の記入要領がございます。それで、その記入要領というところの下に、タイトルとしまして、「平成30年度 新增改築・改修事業における木材利用状況調査」というタイトルになっております。その囲みの中でございますけれども、新增改築事業に関しましては、平成30年度に実施した新增改築事業について、棟毎に記入する、それから改修事業につきましては、改修事業のうち、木材を利用した事業について、棟毎に記入するというふうな形になっております。少しページをめくっていただきまして、5ページをご覧くださいたいと思います。これが調査票でございまして、一番上の欄をご覧くださいますと、「都道府県名」からずっとございまして、⑩というところで「全実施面積」というのがございまして、その下に⑪として「うち木造面積」という欄がございます。それから、⑫としまして「全木材使用量」、これは面積ではなくて「m³」でございましてけれども、そのうち⑬としまして「うち国産材使用量」、それから⑭としまして「うちCLT使用量」という欄がございます。1つ欄を飛ばしまして、⑯としまして「内装における木材利用の有無」ということで、「床材」、「壁材」、「天井材」という欄がございまして、この辺が木造であるとか木質化に関係する項目かというふうに思われます。で、その前の4ページのほうに、四角で囲んだ留意

点というところがございまして、先ほどの⑪の「うち木造面積」に関しての注意事項としまして、構造が木造の部分の面積を記入するというふうなことになっております。非木造で床が木質化されている部分の面積というのは、ここには含まないというふうなことでございます。それから「⑫全木材使用量」、「⑬うち国産材使用量」、「⑭うちCLT使用量」につきましては、使用された木材の体積を記入するというので、単位が「m³」となっているということでございます。これが1点目でございます。

次に2点目といたしまして、7ページをご覧いただきたいと思っております。公共建築物等の木造・木質化の実績と計画というふうな表でございます。農林水産部さんのほうで少しご協力いただきまして作成をいただいたものでございます。それで、この表につきましては、横に見ていただきますと、「幼保等」といった施設別で書いてございまして、「幼保等」、「社会福祉施設」、「病院・診療所」という形で、別々に書かせていただきまして、それから、縦を見ていただきますと、年度ごとのものになっております。この数字は件数というふうな形になります。それで、ここで拾っておりますのは、県として何らかの関わりがあるもの、県として把握をしている数だけを挙げさせていただいているものというふうなことになりまして、前回、駅でありますとかその辺につきまして、わかればというふうなお話もあったところではございますけれども、その辺につきましては、県としてはちょっと把握ができていないというふうな状況でございます。それで、先ほど見ていただきました施設ごとというふうなことですけれども、その下のところに主な例としまして、例えば「幼保等」ですと「幼稚園、保育園、こども園」、「社会福祉施設」ですと「老人ホーム、放課後児童クラブ、福祉会館、障がい者支援施設」というふうな、このような感じのものを拾わせていただいたものということでございます。

3点目といたしまして、9ページをご覧いただきたいと思っております。これも農林水産部さんのご協力で作らせてもらったものでございます。それで、県産材利用本部における各部局の取組状況というのを整理させていただいております。ここでは各部局が所管する各市町及び民間団体等に係る公共建築物等の木造・木質化に向けた取組というものを整理いたしておるところでございます。県の施設についての取組というのは記載をしておりませんで、あくまでも外部に対する働きかけというふうなものを整理したものであるということでございます。ご覧のような状況でございまして、子ども・福祉部でありますとか、農林水産部のほうでとか、あと裏面にいきますと、教育委員会のほうで説明がされておるというふうなことが見ていただけるかと思っております。説明は以上でございます。

田中座長

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対し、委員の皆様方から質問があればお願いいたします。本日は時間が限られておりますので、質問は簡潔にお願いいたします。

西場委員

この3点目の利用推進本部の状況は、かつて質問しました。もう一度確認ですが、担当部は農林水産部ですか。担当部局はどこがやっているのですか。

袖岡政策法務監

この推進本部自体は農林水産部でございますけれども、ここにありますのは、構成をしている各部局がそれぞれどういう取組をしているかというふうなところを書かせていただいたものでございます。

西場委員

利用推進本部の事務局は農林水産部がやっているのですか。

袖岡政策法務監

はい。農林水産部が所管をしてございます。

西場委員

それから、各部局がどこへ働きかけただけではなしに、その部自体が県産材利用のために何をしたかというものを出してほしかった。この「特に取組は行っていない」という表現は、全く考えられない話で、こうやって全庁挙げての体制でやっているんだからね。今日すぐさまでなくていいけれども、この利用推進本部設置以来、庁内でどういうことがやられてきたか知りたいです。

それと、こういう質疑があるなら、担当部局の会議出席をお願いしたい。座長のほうから、必要な県執行部の出席と協力を要請してください。

田中座長

はい、わかりました。また後ほど諮らせていただきますけれども、担当部局にまた来ていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。今日のところはこれでお願ひします。

杉本委員

確認をさせていただきます。1ページのところで「棟毎に」と書いてあるので、1つの学校でも、2棟、3棟やれば、3という、カウントになるわけですね。

袖岡政策法務監

はい。「棟毎に」ということでございますので、1つの学校であっても、棟毎に何行かに分かれることはあろうかと思ひます。

杉本委員

5 ページのところの表を見ると、⑩ですけれども、「内装における木材利用の有無」と「有無」だけなので、木造のところのように使用量ではなく、ワンポイントでも使っていたら、使ったということになるんですよね。木質化されたということになるんですよね。

袖岡政策法務監

ここの⑩というのは、使ったか、使っていないかだけだとは思いますが、⑫のところ「木材の使用量」というのが、これは立米で出ておまして、先ほどの、例えば「床材」のところ「有」となっている部分につきましては、この床材で使った立米分がこの⑫のところ計上されるというふうな形になっています。ただ、ここの⑩で上がっているのは、「床材」、「壁材」、「天井材」だけですので、それ以外のもので木材を使った場合も、この⑫のほうには上がってくるのかなというふうに思っておるところでございます。

杉本委員

わかりました。最後にもう1つだけ、これは国産か、外材かとか、文科省の調査なので県産材まではないと思いますけれども、外材なのか、国産材なのかというのも、これでわかるということですね。⑬でわかるということで、よろしいですか。

袖岡政策法務監

はい。おっしゃるとおりかと思えます。

杉本委員

ということは、これに基づいて、三重県の資料はいただくことが可能ということですよ。

袖岡政策法務監

結果という意味でしたら、あろうかと思えます。

杉本委員

ありがとうございます。また、これ欲しいですわ。今まで本当にこんな資料をいただいていないので、これは欲しいと思います。以上です。

袖岡政策法務監

また結果につきましては、調査させていただいて、提供させていただきたいと思えます

田中座長

はい。よろしく申し上げます。それと併せて、先ほど西場委員のほうから出ました「特に取組は行っていない」という件につきましても、一度調査の方を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

他にご質問のございます方。よろしいですか。

他になれば、次に、「木材利用促進等に関する法律」、「三重の森林づくり条例」及び「他県における県産材利用促進等に関する条例」について、事務局に調査をさせましたので、その説明を聴取いたします。

なお、説明を全て聴取した後で、委員の皆様方から質疑をお願いしたいと思っております。それでは、事務局、よろしくお願ひいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料といたしましては、前回お配りいたしました「資料1」から「資料3」と、あと、「参考資料」という形でこういうものと、あと「別冊参考資料」という形で各県の条例をまとめたものという資料がございます。これに基づきまして、説明をさせていただきたいと思っております。あと、「資料4」につきましては、また次のところでご説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

まず、「資料1」につきましては、これは木材利用促進等に関する法律ということで、国の制度というふうなことでございまして、あと「資料2」につきましては、三重の森林づくり条例ということで、三重県の条例についてのご説明をさせていただきたいと思っております。「資料3」については、他県における県産材利用促進等の条例の状況についてご説明をするというふうな形で考えておるところでございます。

それではまず、「資料1」をご覧くださいと思います。4ページをお開きいただけますでしょうか。それで、ちょっと時間の関係もございまして、かなり端折った説明になろうかと思っておりますので、ご了承をよろしくお願ひいたします。

まず、4ページ、「1 木材利用推進等に関する法律の概観」でございまして、(1)といたしまして、全体像ですけれども、この太字・アンダーラインの部分を中心にご説明いたします。この「森林・林業基本法」の下で、施策分野ごとに当該施策を具体化する個別法が存在しているというふうなところでございまして、それで、木材利用促進は、「森林・林業基本法」においては、「林産材の供給及び利用の確保に関する施策」に位置付けられており、主な個別法といたしましては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」があつて、これはまた後でご説明いたします。

その他の個別法といたしましては、5ページの方をご覧くださいと、(2)の(ア)で「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」、(イ)といたしまして、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、(ウ)としまして、「バイオマス活用推進基本法」でありますとか、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」とか、こういうふうなものがございまして。

では、6ページの方をご覧くださいと思います。まずは「森林・林業基本法の概要」でございまして、全体の構成といたしまして、1つ目の○ですけれども、「森林・

林業基本法」は、我が国の森林・林業政策の基本を定めるものであるということでございます。次の○ですけれども、「森林・林業基本法」では、「森林の有する多面的機能の発揮」が根本的な基本理念として位置付けられております。次の○でございますけれども、全体構成としましては、この囲みにあるようなところでございます。

(2)の「総則的内容」でございます。まず、(ア)の目的といたしまして、「森林・林業基本法」の目的としましては、この法律の規定によって、「森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進」することで、「国民生活の安定向上」及び「国民経済の健全な発展」を図ることが規定されております。

次のページ、7ページにまいりまして、(イ)の「基本理念」でございます。1つ目の○の2行目の後ろ後半でございますけれども、基本理念としまして、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」というのが定められております。まず、2条1項のほうでございますけれども、「森林の有する多面的機能」が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に不可欠であることから、将来にわたって、森林の適正な整備及び保全が図られなければならないということが規定されております。次に、3条1項では、林業が森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、林業の持続的かつ健全な発展が図られなければならないということが規定されております。3条2項のほうでは、林業の持続的かつ健全な発展に当たっては、木材を含む林産物の適切な供給及び利用の確保が重要であることから、高度化・多様化する国民の需要に即して林産物が供給されるとともに、林産物の利用の促進が図られなければならない旨が規定をされているというところでございます。

次のページ、8ページをご覧くださいと思います。(ウ)といたしまして、「関係者の責務等」が規定をされております。「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「林業従事者等の努力の支援」、「森林所有者等の責務」ということが規定されております。2つ目の○のところでございますけれども、「地方公共団体の責務」としましては、「森林・林業基本法」の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施することが規定されております。次の○でございますけれども、国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たって、林業従事者、森林及び林業に関する団体並びに木材産業等の従事者がする自主的な努力を支援することを旨とするとも規定をされているところでございます。

次に、(3)の「木材利用促進に関する施策の規定」でございます。アンダーラインの部分ですけれども、木材利用促進を含む「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」については、第5章、24条から26条で規定がされております。それで、これらの規定につきましては、「国」が主語というふうなことになるはおるんですけれども、これは地方公共団体がそれらの施策を実施しないということの意味するのではなくて、地方公共団体ごとの自主性と創意工夫を活かしながら、地域の特性に即して、国と相協力して、その基本理念に即した施策を講じていくということであるとされて

おるといふところでございます。まず、その下でございますけれども、「木材産業等の健全な発展」につきましては、8ページの最後から次のページにかけてですけれども、事業基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化その他必要な施策を講ずるといふことが決められております。次の○ですけれども、「林産物の利用の促進」としましては、林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるといふことが定められておるといふところでございます。

以上が「森林・林業基本法」の概要でございます。次に、個別法であります「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の概要」に入らせていただきます。

(1)の「制定の背景・経緯」でございます。ここの下4行の辺りなんですけれども、公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材の利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらって、制定されたものというふうにされております。

では、おめくりをいただきまして、10ページにつきましては「全体の構成」でございます。少し見にくくて恐縮でございますけれども、またご覧いただければと思います。

11ページのほうをご覧いただきたいと思っております。(3)の「総則的内容」でございますけれども、(ア)の「目的規定」でございますが、2行目からですけれども、「木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等」から、この法律の規定により、「木材の適切な供給及び利用の確保」を通じた「林業の持続的かつ健全な発展」を図ることで、「森林の適正な整備」及び「木材の自給率の向上」に寄与することが規定されております。

次に「定義規定」、(イ)でございます。「公共建築物」の定義でございますけれども、①としましては、「国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物」、②といたしましては、「国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の①に掲げる建築物に準ずる建築物で政令で定めるもの」というところで、以下、こういうものが定められております。次の○でございますけれども、この法律における「木材の利用」といふことにつきましては、「主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）」というふうに定義をされております。したがって、この法律で利用の促進の対象となる「木材」といふのが、国産材に限らず、外国産材も含むというふうなものでございます。

それでは、飛ばさせてもらって、12ページをご覧いただきたいと思っております。(ウ)の「関係者の責務」でございます。1つ目の○でまず、国についてはいふところですが、広範な責務が規定されているといふところですので、例えば、①としまして

は、木材の利用促進に関する施策を総合的に策定・実施するとか、②としましては、自ら率先してそういう利用に努めるということなどが定められております。それから、次の○のところ、「地方公共団体の責務」がうたわれておりますけれども、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定・実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないということが規定をされております。それで、次の○でございますけれども、「事業者の努力」でありますとか、「国民の努力」ということも定められているというところがございます。

13 ページでございますけれども、(4)の「公共建築物における木材利用の促進に関する施策」でございます。1つ目の○としましては、農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならないということが定められております。次の○でございますけれども、都道府県知事は、国の基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができるという規定がございまして、今現状として、三重県におきましては、「みえ公共建築物等木材利用方針」が定められておるところでございます。3つ目の○としまして、市町村は、都道府県の基本方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができるという規定をされております。

では、1つ飛ばしまして、(5)の「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策」ということとございまして、(ア)のほうでは「住宅における木材の利用」のことが定められておまして、下線部でございますけれども、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他の需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするということが規定をされております。

それから(イ)といたしましては、「公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用」ということで、木材を利用したガードレールですとか、遮音壁ですとか、公園の柵とかで、そういう工作物を設置するというふうなことに關しまして、最後の行から次のページにかけてですけれども、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるということが規定をされておるところでございます。

(ウ)といたしまして、「木質バイオマスの製品利用」としまして、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用の促進のほか、その用途の拡大でありますとか、多段階の利用を図るというふうなことがうたわれております。

あとは、(エ)といたしまして、「木質バイオマスのエネルギー利用」ということで、発電等に使うというふうなところがございます。

以上が、法律の概観というところがございます。

続きまして、「資料2」のほうをご覧いただきたいと思います。今度は、「三重の森林づくり条例」の関係になります。

2 ページをおめくりいただきまして、まず2ページの「制定の経緯」でございます

けれども、これは議提条例といたしまして、平成 17 年に可決・成立して、施行されているというところでございます。

それで、下半分に図がありますので、ざっと見ていただきますと、上に条例の「目的」とか「定義」という四角がありまして、その下に「4つの基本理念」というのがございます。その下に「施策の基本となる9つの事項」というのが並んでおりまして、あと、四隅の方には、各主体となる「県」でありますとか、「森林所有者等」でありますとか、「県民」でありますとか、「事業者」というのを配置しておりますので、この中で、特に今回の県産材の利用というところに関係してくる部分かと思われるのが、「4つの基本理念」でいきますと、右から2つ目の「第4条（林業の持続的発展）」と、その下にあります「第14条」、「第16条」あたりが主に関係してくる部分なのかなというふうに考えておるところでございます。中身はまた後で詳しく見ていただければと思いますので、また後で説明が出てまいります。

それでは、おめくりいただきまして、3ページをご覧くださいと思います。「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に関する内容」というところを少し触れていきたいと思います。

まず、(1)の前文でございますけれども、2つ目の段落のところ、第1段落のほうのことですけれども、「三重の森林は、森林の有する多面的機能を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた」ということで、これまでの県民と森林の関係が示されておるところでございます。で、次の○としまして、「第2段落では」という点ですけれども、「森林の有する多面的機能は危機に瀕している」というふうな現状認識が示されております。3つ目の○で、第1段落、第2段落を踏まえて、第3段落では、関係者に求められる心構えというのが示されておるといふような段落になっております。あと、第4段落におきましては、条例制定に当たっての決意が示されているというふうなことでございます。

次に、(2)の「目的規定」でございますけれども、4ページのほうをご覧くださいと思います。それで、4ページの1番上の行の終わりのほうですけれども、「三重の森林を守り、又は育てること」を「三重のもりづくり」と称することというふうなことで、これを条例の対象としているというのが1点。それから、更に、その「三重のもりづくり」について、基本理念を定めて、県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めることによって、「三重のもりづくり」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「県民の健康で文化的な生活の確保」に寄与することとしているというところがございます。

1つ飛ばしまして、(3)の「定義規定」でございます。ここでは、「森林資源の循環活用」、「県産材」について触れていきます。

まず、(ア)といたしまして、「森林資源の循環利用」でございますけれども、ここは「育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に利用すること」と定義をされておるところでございます。

それから、(イ)の「県産材」でございますけれども、これは「三重県の区域にあ

る森林から生産された木材」と定義されてされております。次の○の下線部でありま
すけれども、三重県内で加工がされた木材であっても、三重県外の区域にある森林に
由来するものは、この条例における「県産材」には含まれないというふうなことに
なるかと思えます。

次のページ、5ページでございます。(4)の「基本理念」で、「林業の持続的発展」
の部分でございます。それで、1つ目の○といたしまして、「4つの基本理念」とい
うのが定められてはおるんですけれども、この中で県産材利用に関係する部分とし
ましては、この第4条の「林業の持続的発展」の部分かと思われま。次の○の下線部
分ですけれども、第4条は、森林資源の循環利用を図るためには、林業生産活動が持
続的に行われることが不可欠であることを明らかにするものであるということでご
ざいます。3つ目の○としまして、県産材の利用は、森林資源の循環利用の一環であ
るといふふうに解されるというふうに書かせていただきました。

(5)の「責務規定」でございます。まず、(ア)としまして、「県等の責務」でご
ざいますが、ここでは、「森林所有者等の責務」とか、「県民の責務」とか、「事業者
の責務」とかが設けられておるんですけれども、市町の責務規定というのは、ここ
では設けられてはいないというところでございます。まず「県の責務」といたしまして、
「基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的
に実施すること」が規定をされております。県産材利用促進の取組も、この三重のも
のづくりに関する施策に含まれるというふうに思われます。それから、次の○でご
ざいますけれども、県民の責務としては、三重のもりづくりに関する活動に参画する
よう努めるでありますとか、県が実施するもりづくりに関する施策に協力するよう努
めるということが規定をされております。

それから、次に6ページのほうでございますけれども、(イ)としまして、「木材産
業等の事業者の責務」ということでございます。ここで「木材産業等」ということ
につきましては、この四角の中に条文がございまして、第10条第2項のところでご
ざいますけれども、「木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業」というふうな
ことで、こういう定義がされておるところでございます。では、その下の○の2つ目
のところをご覧いただきまして、10条2項では、木材産業等の事業者に対し、林産物を
市場に適切に供給することによって、森林資源の循環利用を支えることに努めると
ともに、県の施策に協力するよう努めることを求めているということでございます。

次、飛ばしまして、(6)の「基本計画」でございます。その四角のところの次
の下の1つ目の○ですけれども、第11条では、知事に基本計画の策定を義務付けて
いるということになっております。おめくりをいただきまして、1番目の○でござ
いますけれども、この規定に基づく基本計画としましては、「三重の森林づくり基本計画
2019」というのが策定をされているというのが現状でございます。

次に、(7)の「県産材利用促進に関する具体的施策の規定」でございますけれ
ども、1つ目の○の下線部分でございますが、県産材利用促進に関係するのは、第14
条の「林業及び木材産業等の健全な発展」、それと、第16条の「県産材の利用の促進」

という規定であるというふうなことでございます。

それで、次に、(ア) としまして、まず「林業及び木材産業等の健全な発展」の部分でございますけれども、1つ目の○としましては、第14条では、森林資源の循環利用を推進するに当たって、林業及び木材産業等の健全な発展を図ることが重要であることから、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進などの措置を講ずることが必要なことが示されております。ここで、次の○ですけれども、例示されている「県産材安定供給体制の強化」及び「林産物の活用の促進」は、県産材利用促進に密接に関係はするんですけれども、規定の内容の対象に林業が含まれているということもありますので、「その他必要な措置」には、林業者等への研修や、経営管理指導の実施など、県産材利用促進に直接的には関係のない施策なんかも含まれているのではないかとこのように考えられます。

次に、8ページをご覧くださいと思います。(イ) といたしまして、「県産材の利用の促進」の条文でございます。ここが一番、この県産材利用促進に最も関係する部分なのかなというふうに思うんですけれども、2つ目の○といたしましては、第1項では、三重のもりづくりを推進していくに当たって、県産材の利用を促進することが重要であることから、「三重の木」認証制度の推進などの措置を講ずることが必要であるということが規定されております。第2項では、県が、県産材の利用拡大のため、公共部門において県産材の積極的な利用の推進を図り、民間部門の先導役を果たしていくことを規定しております。4つ目の○では、第2項の規定内容については、WTOの「政府調達に関する協定」に抵触するおそれもあるというふうなことも指摘があったところではあるんですけれども、「同協定で定められた地方政府の機関が調達を行うときの基準額以下の調達においては協定への抵触はない」というふうな整理がされているというところでございます。

以上が、条例の関係でございまして、次に「資料3」のほうにつきましては、「他県における県産材利用促進等に関する条例」について整理をさせていただいております。それで、「参考資料」のほうも少し開いていただいで一緒に見ていただければと思うんですけれども、この「参考資料」の17ページのところに、縦のこういう表がございます。この「参考資料」の17ページの表といいますのは、他県の状況を少し見やすく整理をさせていただいたものというふうなつもりでございまして、縦で見ていただきますと、各県の県名がございまして、横に見ていきますと、まず一番上の欄を見てもらいますと、「県産材利用促進を主目的とする条例」というのがあります。その横にというか、真ん中の欄というイメージですけれども、「森林づくり等を目的とする条例に県産材利用促進を位置付けている条例」ということで、「三重の森林づくり条例」のようなもののイメージです。一番右の欄というのは、「森林・林業政策とは別観点の条例に県産材利用促進を位置付けている条例」ということで、一番上にありますのは「北海道地球温暖化防止対策条例」ですが、これらの中にも、県産材利用促進というのが位置付けられているというふうなところになっております。これもちょっと見ていただきながら、この「資料3」の2ページをご覧くださいと思います。

ます。

まず、2ページの「1」といたしまして、「県産材利用促進等に関する条例の制定等の状況」ということで整理をさせていただいております。まず、1つ目の○ですけれども、都道府県レベルでは、17県が、当該都道府県で生産等がされた木材、便宜上「県産材」というふうに言いますけれども、の利用促進を主目的とする条例を制定しているということで、先ほど見ていただいた「参考資料」の一番左の欄ですが、ここにあります17県が県産材利用促進を主目的とする条例を制定しているというところがございます。ちなみに、この徳島県以外は、全て議員提出条例というふうなことでございます。次の2つ目の○でございますけれども、森林づくり等、森林・林業政策に関する条例において県産材の利用促進を位置付けている都道府県も、15道県あります。これが、先ほどの真ん中の欄の条例になります。「三重の森林づくり条例」は、ここに含まれるということでございます。3つ目の○でございますけれども、森林・林業政策とは別の観点から制定された条例において県産材の利用促進を位置付けている道府県も多いということで、一番右の欄のところになっております。

「資料3」のほうをめぐっていただきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。1つ目の○で、「県産材利用促進を主目的とする条例」と「森林づくり等を目的とする条例に県産材利用促進を位置付けている条例」を並列的に制定しているのは、富山県のみであるということです。この先ほどの縦の表で、一番左の段と真ん中の欄と両方に条例を作っているのは、富山県だけということです。ただ、「富山県森づくり条例」といいますのは、「森林の公益的機能を持続的に発揮させるための森づくり」を主眼とするということです。明示的に規定内容が重複しているわけではないということかと思われまます。また、ここにはないんですけれども、「福井県森づくり条例」というのがありまして、福井県は県産材の関係でいきますと、「みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例」というのを制定しておるんですけれども、この福井県が作っている「森づくり条例」といいますのは、「森林の多面的機能の持続的な発揮」に主眼を置くものでありますので、県産材利用促進を含めたものに直接関係するというふうなものではないというところがございます。それで、ちょっと欄外の方に、「注3」で、小さい字で書かせていただいておりますが、今現在、奈良県の方で条例制定の動きがございまして、もともと現在「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」というふうな形で条例があったのを2本に分けるというふうな形で、1つが「森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」、もう1つが「県産材の安定供給及び利用の促進条例」という形で、先ほどの縦の表で見ると、左と真ん中の条例を別々で作って分けるというふうな動きで、今現在、条例案が議会のほうに上程されておりました、議論、審議がされているというふうな状況になっております。

その次の○でございますけれども、一方、秋田県、群馬県、山梨県、徳島県の4県では、「県産材利用促進を主目的とする条例」と、「県産材利用促進に関する規定を含む地球温暖化対策の推進を目的とする条例」が並列して制定されておるところでござ

いますけれども、これは、そもそも条例の目的が違うというふうなことです。手段としての規定内容が重複しても差し支えないのかなというふうなところでございます。

では、次に4ページのほうをご覧くださいと思います。「県産材利用促進に関する条例の類型」でございますけれども、(1)の「条例の類型」としまして、ここでは、「理念中心型条例」というのと、「施策列挙型条例」というふうな、大きく2つに分けることができるのかなというところで、表にありますような感じで整理ができるのかなというふうに思っております。

(2)で「条例の類型ごとの特徴」でございますけれども、まず、「理念中心型条例」の特徴でございますが、県産材利用促進に当たっての「基本理念」を定めるとともに、「県の責務」及び「市町」、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等の「関係事業者」、「県民」の役割、協力を規定して、その上で、推進計画ですとか、指針の策定ですとか、推進体制の整備などについて定めているものが多いのかなというところでございます。2つ目の○としまして、下線部ですけれども、「みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例」は、基本理念とか責務とか役割とかを規定するほかは、「推進月間」とか、「施策の実施状況の公表」を定めるぐらいですもので、最も理念中心型条例といえるのかなというふうなところでございまして、少しその構成をご覧くださいと思いますけれども、おめくりいただきまして、5ページのところに少し整理をさせてもらっております。そのこの囲みの中なんですけれども、「前文」がありまして、「目的等」としまして「目的」の規定と「定義」の規定、それから「基本理念」、「責務・役割」としまして、「県の責務」、「市町の役割」、「関係事業者の役割」、「県民等の役割」、「その他」としましては、先ほどの「利用推進月間」とか「実施状況の公表」というのがあると、こういう形になっております。

次に、「施策列挙型条例」の例をご覧くださいと思うんですけれども、(イ)としまして、1つ目の○ですけれども、この「施策列挙型条例」は、理念中心型条例と同様に、基本理念とか責務・役割規定を定めつつ、県が実施すべき具体的な施策について列挙的に規定をするというところでございます。ほとんどの県では、森林づくり等を目的とする条例が並列して制定されているわけではないというところですので、県産材利用促進を主目的としつつも、この類型の全ての県の条例で、列挙される施策には、木材の生産とか供給に関するものが含まれているという状況にございます。次の○ですけれども、多くの県の条例では「県産材の供給」面と、「県産材の利用」面での施策の列挙をベースとしつつ、「県の率先利用」、「普及啓発」、ここがダブっておりますすみません、等の施策を規定している、また、計画策定や推進計画の整備について規定をしているものも多いという状況でございます。少し例としまして、山梨県の条例の構成でございますけれども、6ページのところで四角で書かせていただいております。「前文」とか「目的」とか「基本理念」、「責務・役割」の辺りは、ほぼ先ほどの福井県と同じような感じになってございまして、その下が第8条以下、「県産木材の利用の促進に関する基本方針」、それから、「具体的施策」としまして、「県の建築

物等における利用」でありますとか、ずらずらっと具体的な施策が並んでおります。特に、この第10条の「県産木材の安定供給の促進」ですとか、第12条の「県産木材の利用の促進」の部分については、結構条文が厚くなっておるところでございます。「その他」としまして、「財政上の措置」とか「施策の実施状況の公表」があるというふうな形になっております。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。少し各論的な部分について、ご紹介をしたいというふうに思います。まず、(1)の「条例の目的」でございますけれども、ここに表で整理をさせてもらっていますが、「林業・木材産業の発展」ですとか、「森林の有する多面的な機能の発揮」、「豊かな県民生活の実現」、「循環型社会の形成」といった趣旨が多いのかなといったところでございます。1つだけではなくて、複数の目的を併記しているというのがほとんどということでございます。

次に、(2)で「条例の対象」としまして、「県産材」等の定義をどうしているかという部分でございます。1つ目でございますけれども、秋田県の条例におきましては、県産木材の利用の促進についても規定はしつつ、利用促進の対象としましては、外材も含めた「木材」全体としているというところがございます。ただ他は、各県の条例とも何らかの形でそれぞれの県に関係する木材を利用促進の対象としておるという状況でございます。次の○でございますけれども、その対象とする「県産材」等については、大きく分けて、「当該県内で生産された木材」というふうにする条例と、「当該県内で生産又は加工された木材」とするというふうな、大きく2種類がございます。「当該県内で生産又は加工された木材」とする場合には、当該県の区域にある森林から生産されたものでない木材であっても、県内で加工したものであれば、利用促進の対象となるというふうな違いが出てまいります。

次に、(3)につきましてでございますけれども、「責務・役割規定の対象」でございます。1つ目、「県の責務」とか「県民等の役割」については、全ての県の条例で規定がされております。次に、市町村に対する規定も全ての県の条例で規定をされておりますけれども、「責務」というふうな表現の場合と、「支援」というふうな場合、あるいは「協力」というふうな表現、そういう形で市町村の主体性を尊重する形の規定としているものがかなり多いという状況でございます。3つ目の○でございますが、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等の関係事業者についても、全ての県が役割等の規定を設けておりますが、個別に規定している場合もあるし、まとめて規定をする場合もあるというふうな状況でございます。

(4)の「計画等の策定」でございますが、1つ目の○としまして、15県が、県産材利用促進に関する計画や指針等の策定についての規定を設けております。それで、香川県の条例につきましては、これは独自で計画を作るというわけではなくて、「県土づくり条例」で作る「緑化推進等基本計画」のほうに記載をするというふうな表現になっておりまして、独立した計画ではなくて、別の計画の中に県産材利用促進に関する事項を位置付けるというふうな構成になっております。

では、9ページのほうでございます。次に、(5)の「列挙する施策の範囲」でご

ざいます。施策列挙型条例の場合は、条例において規定する具体的施策としまして、大きくは、「県産材の生産・供給等に関する施策」、「県産材の利用・活用等に関する施策」というようなレベルでの規定が設けられていて、それぞれにおいて、更に細分化された施策を規定しているというのが多いという状況でございます。まず、「生産・供給等に関する施策」としましては、「森林の整備・保全」、「生産基盤・路網の整備」、「高性能林業機械の導入・林業機械の高度化」、「林業施業の集約化・効率化」、「生産・流通に係る体制の整備」、「品質・生産性等の確保・向上」等が規定をされております。次の○で、「利用・活用等に関する施策」としましては、「県産材の需要拡大の支援」、「建築物等における利用の促進」、「県産材のブランド化・認証制度」、「建築資材・エネルギー源等としての県産材の有効利用」、「木質バイオマスの利活用」、「新用途・加工技術の研究開発」、「県産材の販路拡大」、「流通・消費動向の把握」などが規定をされております。あと、10 ページでございますけれども、「県の率先的な利用等」については、施策列挙型条例に分類される 13 県全ての条例で規定がされておまして、その中でも、徳島県など 4 県においては、「木造とすることが適当でないもの又は困難であるもの以外の県の建築物等の原則木造化」について規定がされておるといところでございます。

すみません。説明は以上なんですけど、あと、各県の条例につきましては、「別冊参考資料」のほうで整理をしておりますので、また必要に応じてご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

田中座長

はい。どうも詳細な説明をありがとうございました。それでは、事務局からの説明に対して、委員の皆様から質問がありましたらお願いをいたします。なお、本日は時間が限られておりますので、質問は簡潔にお願いいたします。また、「三重の森林づくり条例」と「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」との関係につきましては、この後、協議をいただきますので、その際にご質問やご意見をお願いいたします。それでは、質問のあります方は挙手をお願いいたします。

今井委員

すみません。「資料 2」の 7 ページなんですけど、(7) の 2 つ目の○で、「なお、第 15 条（担い手の育成及び確保）も、第 4 条の理念を実現するための施策の規定であるが、「持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保」を図ることがその内容であり、県産材の利用の促進に直接的には関係しないと考えられる」というふうな見解がありますが、これは事務局の見解ですかね。僕は、直接的にじゃないかもわからないけど、県産材利用の促進には、先ほどもお話があったと思うんですけど、人材の育成とか確保というのは、利用促進のためにも非常に必要やと思うんですけど、ここは誰の評価なんですかね。

袖岡政策法務監

ここはちょっと事務局の方で整理をした部分でございますけれども、この 15 条の規定というのは、主に生産に関する人材のことが書かれているというふうに理解をしております、そういう意味では、直接的にこの県産材の利用促進というふうなところにつながるものではないというふうな意味で、書かせていただいた部分でございます。

今井委員

特にこだわるところではないんですけど、先ほどの参考人の方々においては、木材の促進のためにも、人の育成、確保が必要だというようなことを言われていましたので、現場ではそういう感覚なのかなというふうに思いましたので、ちょっと言わせてもらいました。

あともう 1 つ、「資料 3」の 2 ページなんですけれども、「県産材利用促進等に関する条例の制定等の状況」ということで、○の 2 つ目のところの類型に三重県も含まれると。それで、そのあとなんですけど、なお、「みやぎ森と緑の県民条例」、山形、鹿児島などは、「県産材利用促進に関する規定が充実しており、県産材利用促進を主目的とする条例と比べても遜色がない」ということで、この 3 つは、非常に県産材利用促進を主目的とする条例と比べても遜色がないということなんですけど、三重県はやっぱり遜色があるんですか。ここに入ってこないということは。

袖岡政策法務監

ここは、三重県でいう「森林づくり条例」みたいなものを比較している部分になると思いますけれども、ここで挙げております宮城県ですとかのものにつきましても、県産材利用に関する施策なんかはかなり具体的に書かれておったりというふうな意味で、充実しているというふうなことでございまして、三重県の条例につきましても、先ほどもご説明をしたようなところで、具体的にというふうなところについては、ちょっと弱いというか、先ほどご説明したような 14 条とか 16 条というふうな辺りの規定ぐらいしかないというふうな意味では、それらと比べると、ちょっと充実しているとは言い難いというふうなところかなというふうには考えております。

今井委員

それは、進んでいるという、遜色はないといわれるところから比べたら、非常に今の「森林づくり条例」の中の木材利用促進の、三重県の第 16 条になるんですかね、その辺りの書き込みは、森林づくり条例の中ではまだちょっと遜色があって、弱いということでもいいわけですよ。

袖岡政策法務監

遜色というのは、先ほどございました県産材利用促進の単独の条例と比べても遜色がないっていうふうな意味でございまして、何か他と比べてどうこうという意味ではないです。

今井委員

では、この後、どういう条例にするのか検討するのでちょっと聞かせてもらいたいですけど、前もこの会議の中でちょっと議論があったかもわかりませんが、それでは、1つ目の県産材利用促進の条例を17県がやっておりますと。2つ目の森林づくり条例の中で県産材利用を位置付けておるところが15道県あると。そのうち、特にこの3つに関しては、県産材利用促進を主目的とする上の17県の条例と比べても遜色がないということですよ。

袖岡政策法務監

おっしゃるとおりです。

今井委員

ということは、僕ら、全部細かく読んでいないので申しわけないんですけど、今、「三重の森林づくり条例」の改正をすれば、県産材利用促進を主目的とする条例と遜色ないものに持っていける可能性もあるということではないですかね。

袖岡政策法務監

内容にもよると思いますが、そういう可能性はあろうかとは思いますが。

今井委員

はい。わかりました。

田中座長

他にありませんか。

杉本委員

ちょうど今、「資料2」の8ページのところで、質問というより、今後どこかで資料提供していただきたいのが、「三重の木」認証制度の取組状況というか、多分あれは施策も変わっていたと思うんです。最初、「三重の木」で建てたところには、1軒当たり30万円の補助というのがあって、3年ほどやって違う形に変わっていていると思うんです。認証制度について、どれぐらい今、認証されていて、施策の状況がどうなのかというところを、またどこかで資料提供をお願いします。

袖岡政策法務監

また、調査させていただきます。

田中座長

はい、よろしく申し上げます。

他にございませんか。よろしいですか。

なければ、「木材利用促進等に関する法律」、「三重の森林づくり条例」及び「他県における県産材利用促進等に関する条例」についての調査を終了いたします。

次に、本検討会で制定を目指す「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性について、ご協議を願います。検討に当たっての論点について整理した資料を用意しておりますので、事務局に説明させます。事務局、お願いいたします。

袖岡政策法務監

前回の「資料4」に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。「資料4」でございますけれども、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）の方向性の検討について」というふうなタイトルでさせてもらっています。

まず、「1」といたしまして、「条例制定の目的をどう考えるか」というところがございます。想定される事項としましては、先ほど他県の例で紹介させていただきましたような感じで、この四角の枠囲みの中に整理をさせていただいたところがございます。

次に、「条例の対象をどう考えるか」というところがございますけれども、条例において利用促進を図る対象とする「県産材」の範囲をどうするかというところで、「県産材」に限らず、対象を「木材」とすることも考えられるというふうなところですが。ただ、「国産材」を対象とするというよりは、「木材」というからには「外国産材」も含むというふうな形になるのが自然かもしれないというふうなところがございます。この下の図につきましては、少しそれを概念的に示したものでございまして、一番外側の円につきましては、「木材全体」というふうな意味で外国産材も含むようなイメージで考えておりますけれども、秋田県の条例はこういうふうな感じになっております。真ん中の円につきましては、「三重県内で生産され、又は加工された木材」というふうなことで、他県産の木であっても、三重県内で加工された木材であれば県産材として含むというふうなイメージで、群馬県の条例などと同じような考え方になります。それから、一番内側の円につきましては、「三重県の区域にある森林から生産された木材」ということで、これは現状の「三重の森林づくり条例」における「県産材」の定義と同じというふうな状況があることになっているというふうに考えております。

それから、次に「3」の「どのような種類の条例を目指すか」というふうなところがございます。先ほどご紹介しましたように、「理念中心型条例」というふうな形と、あとは「施策列挙型条例」というふうな大きく2つの方向がありうるのかなというふうなところがございます。この四角の一番下の2行辺りなんですけれども、「施策列

挙型条例」の場合ですと、規定する施策の範囲について、利用面の施策だけなのか、供給面も盛り込むかなどについても検討していただく必要があるのかなというところでございます。

では、おめくりをいただきまして、2ページのところなんですけれども、今度は「4」といたしまして、「三重の森林づくり条例」との関係はどう整理するか」というところでございます。今、現状の「三重の森林づくり条例」のほうでは、先ほどご紹介をしましたように「木材産業等の事業者の責務」とか、「林業及び木材産業等の健全な発展」、それから「県産材の利用の促進」といった県産材利用促進に関係する規定が存在するというところから、新しく作る条例と既存の「森林づくり条例」との関係を整理する必要があるというところでございます。

方策といたしまして、4つを考えさせてもらったんですが、新しい条例を作るという方法が3つ、それから、今の条例を改正するというふうなことを加えて4つというふうな形で、一応整理をさせていただきました。

新しい条例を制定する方策といたしまして、まず①でございますけれども、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上で新しい条例を作る」というふうな方策でございます。「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に関する規定を、「県産材利用促進については、三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の定めるところによる。」というふうな感じで改正をするなど、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上で、新たに条例を制定するというふうな方法が考えられるのかなというところでございます。それで、下の点線囲みの中で参考に書かせていただいておりますけれども、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」と「三重県手話言語条例」との関係に似ているのかなというところでございます。まず「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」のほうは、第28条第4項のほうで「手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例の定めるところによる。」というふうな規定がされておりまして、具体的な個別法に当たるようなものとしまして、この「手話言語条例」があって、そこで細かいことが決められているというふうな形になっております。

それから、3ページのほうをご覧いただきたいと思うんですが、今度は②といたしまして、「既存の「森づくり条例」と新しい条例を完全に分離する」というふうな方法でございます。この「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に関する規定を全く削除してしまう、リンクを残さない形で削除をするというふうな形で改正をした上で新たに条例を制定するということで、完全に「森林整備等に関する条例」と「県産材利用促進に関する条例」というのを全く別の条例にするというふうな形にするという方法が考えられるのではないかとこのところでございます。

それから、次に、同じページ、一番下の③でございます。今度は、「既存の「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例を作る」というふうな方法でございますけれども、例えば、「ウッドファースト社会の推進」でありますとか、「SDGsの

達成に向けた取組の推進」とか、そういう観点からの新しい条例を作る。その中で県産材利用促進に関する規定を設けるということで、現在の「三重の森林づくり条例」の改正を行わずに、併存する形で置いておくというふうな方法が考えられるのではないかとこのところでございます。4ページのほうをご覧くださいますと、真ん中辺で点線囲みで参考として書かせていただいておりますけれども、例えば、「三重県地球温暖化対策推進条例」の中では、ここではあくまでも地球温暖化対策の推進を図るという目的ではあるんですが、「森林の整備及び保全」というのが規定されておりまして、「三重の森林づくり条例」との重複というのもあるということでございます。ですけれども、目的が異なるので差し支えないというふうなことで考えられるだろうということでございます。

あとは、その4ページの下のところ、今度は新たに条例を策定しない方策といたしまして、④ですけれども、「現状の「三重の森林づくり条例」を改正して内容を充実する」というふうな方法も考えられるということでございます。それで、5ページのほうで、「みやぎ森と緑の県民条例」のことを書かせていただいております。

一応、説明といたしましては、以上でございます。

田中座長

はい。ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明を踏まえ、各論点についての委員の皆様方からご意見や質問をよろしく願いいたします。なお、4つの論点は、それぞれに関係しているところがあることから、各論点を一体的にご検討いただければと考えておりますので、どこからでもよろしいので、お願いいたします。なお、本日は時間が限られておりますので、発言は簡潔にお願いします。

それでは、ご質問のございます方、よろしくお願いいたします。

谷川委員

質問というか、意見なんですけれども、「県産材の定義」のところなんです、その県産材の定義というのは各条例によっていろんな範囲があるということとただ今聞かせていただいて、特に「県産材」ということで条例を作るとしたら、「県産材」にやっぱり限られてしまうことは、地域によっては県境もたくさんありますし、例えば、私どもの熊野のほうの原木市場ですと、奈良県から、また和歌山県からという原木が出てきておりますので、できれば「三重県内で生産又は加工された木材」ぐらいのところの範囲に広げていただくとありがたいかなと思います。本来であれば「県産材」でなくて、これは「国産材」で考えるべきことだと思うんですけど、それでもやっぱり三重県の製材業者の方とか、そういう利用促進ということを考える条例ですので、「三重県産材」ということで、「生産され、又は加工された」というふうな範囲にさせていただきたいと意見を申し述べさせていただきたいと思います。

田中座長

はい。条例の対象をどう考えるかっていうところだったと思うんですけども、2項目目の真ん中のところで「三重県内で生産され、又は加工された木材」というふうなご意見でよろしいかと思います。

中森委員

せっかくですので関連しまして、三重県で生産されましても、残念ながら加工場が奈良県にあるところがあるんですね。私どもの近くで。そうすると、せっかくの三重県で生産されても、圧縮したり加工したりする工場が、残念ながら、奈良県にしかなかったら、もうそちらに運ばれて加工せざるを得ないという場合もありますので、今、谷川委員がおっしゃるようなことも含めて、そういうことの逆もあるということから、その辺も含めて総合的なものを対象にさせていただいたほうが、より柔軟な対応ができるのではないかなと、このように思っております。そういうような意見です。

田中座長

はい。ありがとうございます。他に、ご意見、ご質問のございます方。

今井委員

僕は、もうちょっと考えさせてもらいたい。今日、参考人招致をさせていただいて、ゆっくり1時間ずつ説明、質疑の時間も取っていただいて、その中で、今日来ていただいた方々が、僕の中で確認もさせてもらったんですけど、言われていたのは、「県産材」ということを言われていたと思います。一方で、今、谷川委員、中森委員の言われたことも、僕の中でも非常にそこも大事だと思っておりますので、今日、参考人招致で来ていただいた方のお話をもう1回反芻しながら、一方で、先ほど言っていた名張、また、熊野地域を中心に県境でのところはそういう現状もあるというのも、津にいる私や他の地域の人にはわからない部分もあるので、その辺で、実際に、先日、我々に資料をいただいたものの中で「県内製材所由来」で「県産材」が15%、「県外材」が9%とか、こういった数字もいただいておりますので、これはもうちょっと、本当に現場の方々、今日来ていただいた深田専務、また、工藤理事のお考えも今日聞かさせてもらいましたが、もう少しちょっと聞かさせてもらって、一番、県民並びに木材関係、森林関係の事業者の方がどういったことを今、三重県の条例に求めるのかというのを、もう少し私自身は確認をしていきたいな、調査したいなと思っておりますけれども。

田中座長

はい。ありがとうございます。もう今日は方向性を決めずに、もう少し調査をしてから方向性を出したいというようなご意見だと思うんですけども。他にご意見がありましたら。

杉本委員

私も今井さんと同じで、谷川委員と中森委員にちょっとお尋ねをしたいんですけれども、そういうふうに「三重県内で生産又は加工」というふうに広げていく場合に、これは「三重の森林づくり条例」なので、この条例を発展させるという④の「新たに条例を制定しない方策」ではできませんよね。というのは、今ある「三重の森林づくり条例」は、三重の山をどうしていくかという話なもので、今の谷川さんのご意見は、この今の条例を発展させていく、充実させていくという条例ではできないということだと思いますか。

谷川委員

今ある「三重の森林づくり条例」の「県産材」の定義は、この図の一番、中ですよ。私が今、ご意見を申し上げたのは、この2番目の円のところにすることなので、例えば、その条例との関係の、次のところの「4」のところに行くことなので、今また新たに申し上げるんですけど、私としては、この①の条例の関係性が良いと思うんですね。「森林づくり条例」とのリンクを残した上で、切り離し、それにプラスして、この③の、例えば、「SDG s」とか「ウッドファースト社会」のことを取り入れるという形が良いと思うんですね。今の「森林づくり条例」だと、まあ言ったら、他所から来て、県内の原木市場を通るところの木材は「県産材」と認識されないわけですよ。そうすると、県内の製材業の方々には、それはかなりややこしくなる話だと思うので、今のことをご意見申し上げました。

杉本委員

整理するためにお聞きしたんです。私の意見がどうこうとことではなくて、整理するために。なので、「三重の森林づくり条例」は条例として大事で、循環させるための条例として大事だけれども、その木材について広げて考えていくとすると、今、示していただいた④では、ちょっと条例作りはしにくいなということですね。そういうご意見ですよ。先ほどの条例の整理の中で、それから、木連の方が言われた話の中で、条例の目的をどうするかという話があって、今は「森林づくり条例」がずっとあって、今までは「森林づくり」というところが主眼やったけれども、プラスの観点を入れてほしいというお話が先ほど参考人からあり、それから、地球温暖化というところからのアプローチもあるじゃないか、SDG sというアプローチもあるじゃないかというお話もあり、結局、条例の目的をどこにするのかということで、条例が決まってきた、現条例との関係性をどう整理するかということにしたらいいんですよ。考える順番として。そんな形で、今後、考えさせていただいたらいいですか。

田中座長

はい。とりあえず、今、4つの方向性が出されておりまして、まず1つは「条例制定の目的をどう考えるか」というのがあります。それが4つに分かれているんですね。

それから、2つ目として「条例の対象をどう考えるか」ということで、今、方向性が3つ示されております。それから、「どのような種類の条例を目指すか」ということなんですけれども、これは2つございます。「理念中心型」か、「施策列举型」かというのと。あともう1つは、「三重の森林づくり条例との関係をどう整理するのか」というところなんですけれども、これが4項目にわたって事務局のほうから示されていて、そこをそれぞれ、これから協議して決めていきたいというふうに思うわけなんですけれども、先ほど今井委員も言われましたけど、一旦持ち帰って、今日の参考人の意見等も踏まえて、協議したらどうかというお話もございましたので、今日はなかなか方向性が決めにくいというところもありますので、できましたら、またちょっと1回精査を皆さんでしていただいて、次回にまたご協議をお願いしたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

中瀬委員

今日は、木材協同組合連合会と住宅協同組合の方に来ていただきましたよね。それで、実際に、三重県は、林業というのが大きな全国レベルの地域だと思いますので、生産している林業業者の方の考え方ということも1つ聞きたいなというふうに思うんです。

それと、三重県の住宅を建てるのであれば、僕は三重県産材の利用が良いと思うんですが、三重県は、他の条例でもあるように、供給という面もありますよね。製材は県下でも1番、2番というレベルであると多分思うんで、三重県の材を他所の県に出すとか、そういう面だと考え方がちょっと違うと思うんで、三重県の家を建てるんやったら、三重県産材を僕は使ったら良いと思うんですが、三重県産材の利用とかいろいろなことになってくると、もうちょっと多方面があると思うんで、そういう面も検討していただくといいんと違うのかなと思います。

田中座長

はい。わかりました。また、参考人として1回、生産している方の声も聞かせていただいて、それからまた方向性を決めていただきたいというご意見でよかったですかね。はい。ありがとうございます。

他になければ、次回に繰り越したいというふうに思うわけなんですけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

はい。それでは、もう時間の都合もございますので、本日の協議はこの程度にとどめておきたいというふうに思います。次回の検討会で、引き続いてご検討をお願い申し上げます。

次に、次の第5回検討会につきまして、本日に引き続き、条例の方向性の検討をいただきたいというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

よろしいですか。はい。それでは、そのようにいたします。なお、次回の第5回検討会の日程については、議事日程等との調整の必要がございますので、正副座長にご一任いただきたいと存じますが、日程が決まり次第、追ってお知らせをさせていただきますので、ご了承ください。

次に、現地調査について協議いたします。4月中に県内の先進的な県産材を利用した公共建築物等について現地調査を実施したいと考えておりますが、具体的な調査先、日程等は、正副座長にご一任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。では、そのようにいたします。なお、この検討会が現地調査をするためには、議員派遣として議決いただく必要がありますので、ご承知おきください。

本日の議題は以上です。他に委員の方からご意見がございましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

はい。これで本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は、着席のままお待ちいただきますようお願いをいたします。委員の方以外は、ご退室をお願いいたします。